

平成26年度財務省政策評価書

平成27年6月

財務省

総合目標3: 経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債発行計画の策定等の国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達する。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体等との連携の下、未利用国有地等の活用や庁舎及び宿舍の最適化の推進など国有財産の有効活用等に取り組む。

上記目標の概要	我が国の財政は、国及び地方の長期債務残高が平成26年度末には対GDP比で202%に達すると見込まれるなど、主要先進国で最悪の水準にあり、財務省としては、財政資金を確実に調達し、中長期的な調達コストを抑制していくという基本的な考え方に沿って、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債管理政策を適切に運営していきます。 また、財政投融资については、デフレ脱却・経済再生に向けて、長期・固定・低利の融資や長期リスクマネー等を呼び水として供給し、民間投資の活性化、経営改善に取り組む中小企業等の支援、日本企業の海外展開支援、インフラ輸出・資源確保等に的確に対応していきます。 さらに、国有財産については、売却等を通じて国の財政に貢献するとともに、地方公共団体等と連携を図り、地域や社会のニーズに対応した未利用国有地等の活用や庁舎及び宿舍の管理・運用の最適化の推進などを含め、その適正な管理とともに有効活用等に取り組んでいきます。 こうした取組を通じ、国の資産・負債について、適切な財務管理に努めます。 (上記目標を構成するテーマ) 総3-1：国債管理政策 総3-2：財政投融资 総3-3：国有財産の有効活用 総3-4：国庫金の管理
-----------------------	--

テーマ	総3-1:国債管理政策			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 総3-1-B-1：国債管理政策の適切な運営	目 標	市場との対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえた国債管理政策を適切に運営していきます。	達成度
		実 績	「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じて、市場との対話に基づき、そのニーズ・動向等を踏まえた国債管理政策を運営しました。	△
	（目標値の設定の根拠） 市場のニーズ・動向等を踏まえた国債管理政策を遂行することは、国債市場の予見可能性・安定性を高める役割を果たし、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達するために重要であるためです。 （目標の達成度の判定理由） 第186国会 財務大臣財政演説（平成26年1月24日）、平成26年度予算編成の基本方針（平成25年12月12日）に基づき、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債管理政策を遂行し、必要とされる財政資金を確実に調達しました。引き続き、国債管理政策の適切な運営を行っていく必要があることから、「△」としました。			

テーマについての評価		a 相当程度進展あり
評価の理由	国債管理政策については、市場との緊密な対話に基づき、市場のニーズ・動向等を踏まえた国債発行を行うなど、適切に遂行しています。 平成26年度においては、市場のニーズ・動向等を踏まえ平成25年12月に策定した平成26年度国債発行計画に沿って国債を発行し、必要とされる財政資金を確実に調達しました。 また、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じ、市場関係者の意見を聴取した上で、20年債への原則リオープン方式の適用や流動性供給入札の規模・対象拡大といった国債市場の流動性維持・向上に資する施策を進めました。 平成27年度国債発行計画についても、「国債市場特別参加者会合」、「国債投資家懇談会」等の場を通じて市場のニーズ・動向等を踏まえつつ、国債の発行年限のバランスのとれた計画を策定しました。 以上のとおり、国債管理政策については、主要な測定指標が△であることから「a 相当程度進展あり」としました。 (注) リオープンとは、新たに発行する国債を既発債と同一銘柄として追加発行することです。	

テーマ総3-2:財政投融资				
測定指標（定性的な指標）	[主要] 総3-2-B-1：次年度の財政投融资計画の編成	目 標	デフレ脱却・経済再生に向けて、民間投資の活性化、経営改善に取り組む中小企業等の支援、日本企業の海外展開支援、インフラ輸出・資源確保等に的確に対応していきます。	達成度
		実 績	平成27年度財政投融资計画の策定にあたっては、中小企業・小規模事業者や地方公共団体などに必要な資金を適切に供給することとし、我が国経済が緩やかな回復基調にある中、景気の脆弱な部分や地域の諸課題への対応、リスクマネーの供給などに配慮し、メリハリのきいた重点的な資金提供に努めることとしました。 この結果、27年度財政投融资計画の規模は、14兆6,215億円（26年度計画比9.6%減）となっています。	○
	(目標の設定の根拠) 財政投融资計画の編成においては、政策的必要性、民業補完性や償還確実性等を精査し、国民のニーズや社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要な資金需要に的確に対応することが重要であるためです。 (目標の達成度の判定理由) 上記実績のとおり、必要な資金需要に的確に対応する平成27年度財政投融资計画を策定したことから、当該測定指標の達成度を「○」としました。			
テーマについての評価		s 目標達成		
評価の理由	平成27年度財政投融资計画の策定にあたっては、中小企業・小規模事業者や地方公共団体などに必要な資金を適切に供給することとし、我が国経済が緩やかな回復基調にある中、景気の脆弱な部分や地域の諸課題への対応、リスクマネーの供給などに配慮し、メリハリのきいた重点的な資金提供に努めることとしました。 この結果、27年度財政投融资計画の規模は、14兆6,215億円（26年度計画比9.6%減）となっています。 以上のとおり、財政投融资については、当該テーマに係る測定指標が「○」であるため、「s 目標達成」としました。			

テーマ 総3-3: 国有財産の有効活用				
測定指標（定性的な指標）	〔主要〕 総3-3-B-1：国有地の適切な管理・処分及び有効活用への取組	目 標	地方公共団体等と連携を図り、地域や社会のニーズに対応した未利用国有地等の活用や庁舎及び宿舍の管理・運用の最適化の推進などを含め、その適正な管理・処分とともに有効活用に取り組みます。	達成度
		実 績	未利用国有地については、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用の観点から、人々の安心につながる分野で国有財産を積極的に活用することとし、特に保育所整備について、地方公共団体等の要望に応じ、売却に加えて、定期借地制度を利用した貸付けを積極的に行ったほか、災害応急対策等への備えとして、国有地を活用した避難場所、避難施設、備蓄など防災の諸活動の推進に配慮しました。 庁舎については、現下の厳しい財政事情を踏まえ、省庁横断的な入替調整等を積極的に行うことにより、既存庁舎の効率的な使用を推進しました。また、移転・集約化等を推進するとともに、建替えと民間借受けのコスト比較を行い、最も効率的な調達方法の選択に努めました。 宿舍については、平成23年12月に取りまとめられた「国家公務員宿舍の削減計画」及び、平成24年11月に取りまとめた「『国家公務員宿舍の削減計画』に基づくコスト比較等による個別検討結果及び宿舍使用料の見直しについて」に基づき、宿舍戸数の削減を着実に実施し、宿舍使用料については、政策的対応を講じた上で、平成26年4月から引上げを開始しました。	△
	（目標値の設定の根拠） 国有財産の活用による待機児童の解消や防災活動の推進が「日本再興戦略」等において盛り込まれるなど、国民共有の貴重な財産である国有財産は、適切な方法により管理・処分及び有効活用することが重要であるためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、国有地の適切な管理・処分及び有効活用に取り組みましたが、未利用国有地については、待機児童の解消や防災活動の推進のため、引き続き地方公共団体等と連携を図り、人々の安心につながる分野での国有財産の活用に積極的に取り組んでいく必要があります。 また、庁舎については、現下の厳しい財政事情を踏まえると、引き続き省庁横断的な入替調整等を積極的に行うことにより、既存庁舎の効率的な使用を推進していく必要があります。 さらに、宿舍については、「国家公務員宿舍の削減計画」に基づき、平成28年度末の目標値である16.3万戸に向けて引き続き宿舍戸数の削減を実施していく必要があります。 以上のとおり、引き続き、国有地の適切な管理・処分及び有効活用への取組を行っていく必要があることから、達成度は「△」としました。			

テーマについての評価		a 相当程度進展あり
評価の理由	主要な測定指標「国有地の適切な管理・処分及び有効活用への取組」が「△」であることから、「a 相当程度進展あり」としました。	

テーマ総3-4:国庫金の管理				
測定指標（定性的な指標）	[主要] 総3-4-B-1:国庫金の出納事務の正確性の確保及び効率的な管理 [新]	目 標	国庫金の出納の正確性を引き続き確保し、また国庫金の管理を一層効率的に行います。	達成度
		実 績	国庫金の出納の正確性を引き続き確保し、また国庫金の管理を一層効率的に行いました。	△
	(目標値の設定の根拠) 各府省庁などから指示を受けて日本銀行が行う国庫金の出納事務の正確性を確保すること、また国庫金の過不足の調整をする等による国庫金の管理を一層効率的に行うことが重要であるためです。			
	(目標の達成度の判定理由) 26年度においては実績の進捗が順調であります、引き続き管理の効率化に努めていく必要があることから、「△」としました。			
テーマについての評価		a 相当程度進展あり		
評定の理由	日本銀行が担う出納事務は正確に行われました。 国庫金の受入と支払のタイミングのずれにより、国庫に一時的に発生する国庫余裕金残高を可能な限り抑制するため、国庫金の受入日（租税・年金保険料の受入日）に支払日を合わせる調整を一層行い、26年度は577件調整しました。うち支払額が高額なものとしては、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の支払日を、租税・年金保険料の受入日とするよう今年度新たに調整しました。 測定指標が△であることから、「a 相当程度進展あり」としました。			

総合目標3についての評価結果	
総合目標についての評価 A 相当程度進展あり	
評価の理由	テーマ3-1から3-4までの取組を通じ、国の資産・負債について、適切な財務管理に努めました。 テーマ3-1の評価は「a」、テーマ3-2の評価は「s」、テーマ3-3の評価は「a」、テーマ3-4の評価は「a」であることから、当該総合目標の評価は、上記のとおり「A 相当程度の進展あり」としました。

政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 経済金融状況及び財政状況を踏まえつつ国債発行計画の策定等の国債管理政策を行うこと、国庫金の適正な管理を行うこと、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、政策的必要性等の観点から財政投融资を活用すること及び国有財産の有効活用等を行うことは、これらの取組を通じ、国の資産・負債について、適正な財務管理が可能となるため、重要で必要な取組と言えます。 また、国債発行計画の年限配分に当たって、「国債市場特別参加者会合」等の場を通じて市場との対話を行うこと等により、超長期から短期まで年限間のバランスのとれた発行額を設定することは、総合目標3の目標達成に有効であったと考えています。 さらに、国庫金の受入日と支払日を合わせる調整を一層行ったことにより、国庫余剰金残高を可能な限り抑制し、国有地の管理処分事務について、国自ら行わなければならない事務を除き外部委託を行うなど、事務運営を効率的に行いました。
評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 (国債管理政策) 我が国の財政は、過去に例を見ない厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。国債発行当局として確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保するという基本的な考え方に基づき、国債管理政策を運営していきます。 (財政投融资) 財政投融资計画の策定にあたっては、政策的必要性、民業補完性や償還確実性等を精査し、必要な資金需要に的確に対応していきます。各省庁・機関においては、財政投融资計画要求を行うに当たり、要求内容について事前に自ら政策評価を行い、要求に際して自己の政策評価の結果を合わせて提出するよう求めます。要求内容の審査を行うにあたっては、各省庁・機関から提出された政策評価を積極的に活用していきます。 (国有財産) 地方公共団体等と連携を図り、地域や社会のニーズに対応した未利用国有地等の活用や庁舎及び宿舍の最適化の推進など、国有財産の適正な管理・処分とともに有効活用に取り組みます。 (国庫金の管理) 国庫金の出納の正確性を引き続き確保し、また国庫金の管理を一層効率的に行います。
財務省政策評価懇談会における意見	○ 現在の国債市場は日銀の国債買入を前提としたものだが、今後金融政策が変更された際には国債市場の状況も変わってくるので、そのような場合には総合目標を修正する必要もあるかもしれない。
総合目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第186国会 総理大臣施政方針演説（平成26年1月24日） 第186国会 財務大臣財政演説（平成26年1月24日） 平成26年度予算編成の基本方針（平成25年12月12日） 「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定） 「好循環実現のための経済対策」（平成25年度12月5日閣議決定） 産業競争力の強化に関する実行計画（平成26年1月24日閣議決定） 平成26年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成26年1月24日閣議決定） 防災基本計画（平成24年9月6日中央防災会議決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし		
前年度政策評価結果の政策への反映状況	25年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組を実施しました。 (国債管理政策) 我が国の財政は、過去に例を見ない厳しい状況にあり、今後も大量の国債発行が見込まれています。国債発行当局として確実かつ円滑な国債発行により、必要とされる財政資金を確実に調達するとともに、中長期的な調達コストを抑制していくことによって、円滑な財政運営の基盤を確保するという基本的な考え方にに基づき、国債管理政策を運営しました。 (財政投融资) 財政投融资計画の編成においては、政策的必要性、民業補完性や償還確実性等の観点から見直しを行い、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、国民のニーズや社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要な事業への資金供給を確保しました。 (国有財産) 売却等を通じて国の財政に貢献するとともに、地方公共団体等と連携を図り、地域や社会のニーズに対応した未利用国有地等の活用や庁舎及び宿舍の最適化の推進など、国有財産の適正な管理とともに有効活用等に取り組みました。		
担当部局名	理財局（総務課、国庫課、国債企画課、国債業務課、財政投融资総括課、国有財産企画課、国有財産調整課、国有財産業務課、管理課、計画官）	政策評価実施時期	平成27年6月

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことに
 総合目標5：より、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそ
 （世界経済）れに向けた制度強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を
 目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

上記目標の概要	経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信認を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現するためには、国際金融システムを安定させ、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要となっています。また、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていきます。特に、我が国との関係が深いアジア諸国経済の持続的発展に貢献することは、我が国経済の発展にもつながる重要な取組であり、アジア諸国における地域金融協力を推進していきます。さらに日本企業の海外展開支援を推進していきます。 (上記目標を構成するテーマ) 総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組 総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組
----------------	---

テーマ	総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組			
	[主要] 総5-1-B-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への参画	目 標	G20、G7等における国際的な議論に積極的に参画するとともに、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。	達成度
		実 績	G20の場で我が国の経済政策について説明し、各国の理解を得ました。また、G20としての「包括的な成長戦略」策定の取組において、現在進行中である日本の成長戦略の取組を具体的に説明・発信することを通じて、G20としての成長戦略の策定作業に大きく貢献しました。 平成26年度はG7としての公式会合は開催されていませんが、平成26年4月には非公式の会合が開催されたほか、ウクライナ情勢に対応して平成27年3月にはG7財務大臣声明を発出するなど、G7として協調して行動しています。日本としても、G7での議論や声明を踏まえ、ウクライナへの支援策を取りまとめ、危機の収束に貢献しました。 また、西アフリカで流行したエボラ出血熱について、世界銀行やアフリカ開発銀行等の国際開発金融機関(MDBs)と協調して対応を検討し、MDBsによるエボラ支援策の取りまとめに貢献しました。	△

（目標値の設定の根拠）

国際金融システムの安定等を実現し、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。

（目標の達成度の判定理由）

世界経済の持続的発展に向けた国際的な協力の観点から、我が国の主導により大きな成果を実現するに至ったと考えられる場合に○とするところ、平成26年度にはG20としての成長戦略策定に向けて大きく貢献する取組を行い、ウクライナや西アフリカへのエボラ対応等、国際機関と連携した支援にも取組みましたが、引き続き世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組んでいく必要があることから、達成度は「△」としました。

〔主要〕 総5-1-B-2：アジアにおける地域金融協力の推進	目 標	アジア諸国との関係を深化、拡大させるため、ASEAN（東南アジア諸国連合）＋3（日中韓）等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、アジア各国との二国間会議を積極的に推進していきます。	達成度
	実 績	ASEAN＋3財務大臣・中央銀行総裁会議のプロセスにおいては、改訂版CMIM（チェンマイ・イニシアティブ）契約書の発効に尽力し、国際機関化のためのAMRO（ASEAN＋3マクロ経済リサーチ・オフィス）協定へ署名し、ABMI（アジア債券市場育成イニシアティブ）の推進に取り組みしました。 また、二国間財務・金融協力に関しては、中国及び韓国とそれぞれ日中財務対話及び日韓財務対話に向けた準備を進めたほか、中国、インド、及びASEAN各国との二国間金融協力の強化にも努め、フィリピンとの二国間通貨スワップ取極の拡充に取り組みしました。現地通貨建て資金供給の促進を目的として、日本国債や円貨現金を担保とした両國中銀間のクロスボーダー担保取極（注）の拡充に取り組みしました。 （注）「クロスボーダー担保取極」とは、ある国において資金調達を行う際に、外国の政府や法人が発行した外貨建ての証券等を担保として利用するための仕組みのことです。	△

（目標値の設定の根拠）

我が国との関係が深いアジア諸国における地域金融協力を推進し、地域金融市場の安定化に資するためです。

（目標の達成度の判定理由）

我が国の主導によりアジア地域の金融市場安定に大きな成果を実現するに至ったと考えられる場合に「○」とするところ、26年度には上記実績のとおりアジア地域の金融市場安定に寄与する取組を着実に推進しましたが、引き続き取り組んでいく必要があることから、達成度は「△」としました。

【主要】 総5-1-B-3：日本企業の海外展開支援の推進	目 標	「日本再興戦略」や「好循環実現のための経済対策」等を踏まえ、関係省庁と連携しつつ、日本企業の海外展開支援を推進していきます。	達成度
	実 績	円借款のSTEP（本邦技術活用条件）や、国際協力銀行（JBIC）の「海外展開支援融資ファシリティ」等を活用して、日本企業の海外展開支援を推進しました。	△
（目標値の設定の根拠） 新興国を中心に世界の市場は急速に拡大しており、日本企業が持つ技術力やノウハウを始めとした強みを活かし、積極的に世界市場への展開を政府一丸となって図っていくことが重要となっているためです。 （目標の達成度の判定理由） 日本企業の海外展開支援について、「日本再興戦略」や好循環実現のための経済対策に盛り込まれた対策が実現し、「更なる海外展開支援は要しない状態に至った」と判断できる場合に「○」とするところ、平成26年度には、上記の取組を行いました。が、「日本再興戦略」に掲げられた、「2020年に30兆円のインフラシステムの受注」という目標に向けて、更に取組みを強化していく必要があることから、達成度は「△」としました。			
テーマについての評定		a 相当程度進展あり	
評定の理由	世界経済の持続的発展及び国際金融システムの安定に関しては、G20やG7等における国際的な議論・取組に積極的に参画しています。たとえば、G20としての「包括的な成長戦略」策定の取組において、現在進行中である日本の成長戦略の取組を具体的に説明・発信することを通じて、G20としての成長戦略の策定作業に大きく貢献しました。また、政治的混乱を背景に厳しい財政状況に直面したウクライナに関して、G7等の場における議論や声明作成に貢献するとともに、日本としての支援策を取りまとめ、危機の収束に貢献しました。また、長引く紛争によって不安定化している中東地域への取組として、イラクやヨルダン等、4か国に対する円借款を含む支援策の取りまとめに貢献しました。さらに、MDBsを通じた支援に関して、我が国は主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、これらの機関と連携して支援を行っており、平成26年度は、西アフリカで流行したエボラ出血熱に関し、世界銀行やアフリカ開発銀行等と協調して対するMDBsとしての支援策のとりまとめに貢献しました。環境の分野においては、緑の気候基金（GCF）の詳細設計の議論に参加するとともに、15億ドルの拠出を表明するなど、基金の本格稼働に向けた取組に貢献しました。 アジアにおける地域金融協力の強化については、CMIM（チェンマイ・イニシアティブ）の強化、域内の経済監視を行う常設機関であるAMRO（ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス）の組織強化、ABMI（アジア債券市場育成イニシアティブ）の推進に取り組みしました。二国間の財務・金融協力についても、中国及び韓国とそれぞれ日中財務対話及び日韓財務対話に向けた準備を進めているほか、中国、インド、及びASEAN各国との二国間金融協力の強化にも努めています。また、二国間金融協力に関しては、二国間通貨スワップについて、フィリピンとの間で拡充契約を締結したほか、現地通貨建て資金供給の促進に貢献する等、地域金融協力の強化に取り組みしました。 日本企業の海外展開支援に関しては、STEP（本邦技術活用条件）を含む円借款制度について、途上国及び日本企業双方にとってより魅力的な制度となるような改善を実施しました。また、平成25年4月から開始された、国際協力銀行（JBIC）の「海外展開支援融資ファシリティ」を推進するとともに、平成26年7月には、同ファシリティに①「劣後ローン」、②「LBOファイナンス」を導入しました。今後は新たに導入した制度の利用促進も含め、より一層日本企業の海外展開支援の推進に取り組んでいく必要があります。 以上のとおり、全ての測定指標が「△」であることから、「a 相当程度進展あり」としました。		

テーマ	総5－2:国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組			
測定指標（定性的な指標）	〔主要〕 総5-2-B-1:国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組	目 標	WTOを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進していきます。	達成度
		実 績	「貿易円滑化協定に関する改正議定書」の採択に貢献しました。 日豪EPAの発効及び日モンゴルEPAの署名に貢献しました。	△
	（目標値の設定の根拠） 自由貿易の推進は我が国の対外通商政策の柱であり、力強い経済成長を実現するために、諸外国の活力を取り込むことは我が国の成長にとっても不可欠なためです。 （目標の達成度の判定理由） 多角的自由貿易体制の強化や個々の経済連携については、政府全体としてWTO交渉、TPP（環太平洋パートナーシップ）や日EU・EPA等の多数の経済連携交渉に取り組む中で、秩序ある貿易制度が整備され、自由貿易拡大の環境が整ったと考えられる場合に「○」とするところ、平成26年度には、同年11月のWTO一般理事会における「貿易円滑化協定に関する改正議定書」の採択や、平成27年1月の日豪EPAの発効及び同年2月の日モンゴルEPAの署名等があったところであり、財務省としてこれら具体的成果に貢献しましたが、引き続き取り組んでいく必要があることから、「△」としました。			
テーマについての評価		a 相当程度進展あり		
評価の理由	国際貿易の秩序ある発展に向けては、WTOを中心とする多角的貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進しています。 WTOに関しては、平成26年11月、WTOにおいて、全加盟国による「貿易円滑化協定に関する改正議定書」の採択に貢献しました。 経済連携に関しては、政府全体としてTPP（環太平洋パートナーシップ）、RCEP（東アジア広域経済連携）、日EU・EPA等の多数の経済連携交渉に取り組む中で、財務省所管物品等の関税交渉及び関税制度等の当省が所管する制度の議論等を通じて交渉の進展に貢献し、平成27年1月には日豪EPAが発効し、同年2月には日モンゴルEPAの署名がなされました。 以上のとおり、測定指標が「△」であることから、「a 相当程度進展あり」としました。			

総合目標5についての評価結果	
総合目標についての評価	
A 相当程度進展あり	
評定の理由	世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定に向けた取組、アジアにおける地域金融協力の強化、途上国支援、日本企業の海外展開支援や国際貿易の秩序ある発展等の推進に積極的に取り組み、具体的な成果・進展があり、全てのテーマの評価が「a 相当程度進展あり」であることから、当該総合目標は、以上のとおり、「A 相当程度進展あり」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) G20等の国際的な枠組みへの参画は、我が国経済の健全な発展を実現するために、重要な意義のある取組であり、上記達成状況の判断理由に鑑みても、目標自体について問題はなく、引き続き取り組んでいくべきものと考えています。 G20声明等に表示されているとおり、我が国を含む国際社会の協調が世界経済及び金融の安定の回復に貢献しています。また、アジアにおける地域金融協力の強化や途上国支援等にも積極的に貢献しています。更に、WTO及び経済連携に関する取り組みは、国際的な貿易・投資を促進することにより、我が国及び世界経済の成長に貢献するものです。これらは目標の達成に大きく寄与していると言えます。 また、財務省単独で解決することが困難な政策課題に関して、G20各国や国際金融機関等の多様な主体と適切に連携して効率的に実行しています。
評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 今後とも、G20、G7等における取組に積極的に参画し、またIMFのガバナンスや機能強化の議論に積極的に貢献します。 ASEAN+3の枠組みや二国間金融協力を通じ、アジア地域金融協力を推進していきます。 ODAに関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。 MDBsに関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させていきます。 日本企業の海外展開支援は、「「日本再興戦略」改訂2014」においても重要な柱の一つとされており、財務省は関係省庁と連携しつつ、「海外展開支援出資ファシリティ」と「海外展開支援融資ファシリティ」を車の両輪として推進していきます。また、経協インフラ戦略会議の議論にも参加し、円借款のSTEP制度やJBICの融資等の枠組みの活用を通じて、ファイナンス面から支援していきます。 国際貿易に関する取組については、WTOを中心とする多角的貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進していきます。
財務省政策評価懇談会における意見	○ アジア金融危機後の内容となっており、将来的には少し時代に応じた内容に変更することもあるのではないか。
総合目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	第185回国会 総理大臣所信表明演説（平成25年10月15日） 第186回国会 総理大臣施政方針演説（平成26年1月24日） 第186回国会 財務大臣財政演説（平成26年1月24日） 第187回国会 総理大臣所信表明演説（平成26年9月29日） 好循環実現のための経済対策（平成25年12月5日閣議決定） 「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定） 開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	世界経済の状況：World Economic Outlook 2015年4月（IMF）		
前年度政策評価結果の政策への反映状況	G20、G7等における取組に積極的に参画し、またIMFのガバナンスや機能強化の議論に積極的に貢献しました。 ASEAN+3の枠組みや二国間金融協力を通じ、アジア地域金融協力を推進しました。 ODAに関しては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に寄与するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資金協力等を実施しました。 MDBsに関しては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させました。 日本企業の海外展開支援は、「『日本再興戦略』改訂2014」においても重要な柱の一つとされており、財務省は関係省庁と連携しつつ、「海外展開支援出資ファシリティ」と「海外展開支援融資ファシリティ」を車の両輪として推進してきました。また、経協インフラ戦略会議の議論にも参加し、円借款やJBICの融資等の枠組みの活用を通じて、日本企業の海外展開をファイナンス面から支援しました。 国際貿易に関する取組については、WTOを中心とする多角的貿易体制の強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を戦略的に推進しました。		
担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課、開発政策課、開発機関課）、関税局（総務課、関税課、参事官室（国際協力担当）、参事官室（国際交渉担当）、経済連携室）、財務総合政策研究所（研究部国際交流室）	政策評価実施時期	平成27年6月

政策目標3-2：財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の必要な資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実

上記目標の概要	財政投融资は、財投債（国債）の発行等によって調達した資金を財源として、長期・固定・低利の融資や長期リスクマネーの供給等を行う、政府による投融资活動です。国民のニーズや社会経済情勢の変化などを踏まえ、政策的必要性、民業補完性や償還確実性等を精査し、必要な資金需要に的確に対応していきます。 また、財政投融资に対する国民の信頼を確保し、対象事業の重点化・効率化を図る観点から、財政投融资計画編成、運用プロセス、将来の政策コスト等に関する情報開示の推進を通じて、財政投融资の透明性向上を一層進めるとともに、財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実を図っていきます。 さらに、財政融資資金の資産・債務管理（ALM）の高度化のための施策を引き続き推進していきます。 （上記目標を達成するための施策） 政3-2-1：社会経済情勢等の変化を踏まえた財政投融资計画の編成 政3-2-2：財政投融资対象機関に対する適切な審査 政3-2-3：政策評価の活用 政3-2-4：産業投資を活用した長期リスクマネーの供給 政3-2-5：貸付金の確実な回収とALMの充実等による財務の健全性の確保 政3-2-6：財政投融资のディスクロージャーの推進 政3-2-7：政策コスト分析の充実 政3-2-8：財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実
-----------------------	--

施策	政3-2-1：社会経済情勢等の変化を踏まえた財政投融资計画の編成			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政3-2-1-B-1：社会経済情勢等の変化を踏まえた財政投融资計画の編成	目標	デフレ脱却・経済再生に向けて、長期リスクマネー等と呼ばひ水として供給し、民間投資の活性化、経営改善に取り組む中小企業等の支援、日本企業の海外展開支援、インフラ輸出・資源確保等に的確に対応していきます。	達成度
		実績	平成27年度財政投融资計画の策定にあたっては、中小企業・小規模事業者や地方公共団体などに必要な資金を適切に供給することとし、我が国経済が緩やかな回復基調にある中、景気の脆弱な部分や地域の諸課題への対応、リスクマネーの供給などに配慮し、メリハリのきいた重点的な資金提供に努めることとしました。 この結果、平成27年度財政投融资計画の規模は、14兆6,215億円（26年度計画比9.6%減）となっています。	○
（目標の設定の根拠） 財政投融资計画の編成においては、政策的必要性、民業補完性や償還確実性等を精査し、国民のニーズや社会経済情勢の変化などを踏まえ、必要な資金需要に的確に対応することが重要なためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、社会経済情勢等の変化を踏まえた平成27年度財政投融资計画を策定したことから、当該測定指標の達成度を「○」としました。				

施策についての評価		s 目標達成
評価の理由	平成27年度財政投融資計画の策定にあたっては、中小企業・小規模事業者や地方公共団体などに必要な資金を適切に供給することとし、我が国経済が緩やかな回復基調にある中、景気の脆弱な部分や地域の諸課題への対応、リスクマネーの供給などに配慮し、メリハリのきいた重点的な資金提供に努めることとしました。 この結果、平成27年度財政投融資計画の規模は、14兆6,215億円（26年度計画比9.6%減）となっています。 以上のとおり、社会経済情勢等の変化を踏まえた財政投融資計画の編成については、当該施策における測定指標が「○」であるため、「s 目標達成」としました。	

施策					政3-2-2:財政投融資対象機関に対する適切な審査	
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政3-2-2-B-1: 財政投融資対象機関に対する適切な審査	目 標	適切な審査を行い、その内容を各年度の財政投融資計画に反映させます。		達成度	
		実 績	平成27年度財政投融資計画要求の審査にあたっては、民需主導の経済成長の達成に真に必要な資金需要に的確に対応することとし、政府として支援するにふさわしい分野かといった政策的必要性、民間金融機関では対応が困難かといった民業補完性、採算性がある回収が見込めるかといった償還確実性等の審査により、対象事業の重点化・効率化を図りました。		○	
	(目標の設定の根拠) 財政投融資対象機関については、政策的必要性、民業補完性の確保、事業等の有効性、事業等の進捗状況・収支状況等の把握を通じた償還確実性の担保といった観点からの適切な審査を行うことが重要なためです。 (目標の達成度の判定理由) 上記実績のとおり、平成27年度財政投融資計画の策定にあたって、政策的必要性、民業補完性や償還確実性等の審査により、対象事業の重点化・効率化を図っていることから、当該測定指標の達成度を「○」としました。					
施策についての評価		s 目標達成				
評価の理由	平成27年度財政投融資計画要求の審査にあたっては、税財源によらない財政対応の重要性を勘案し、民需主導の経済成長の達成に真に必要な資金需要に的確に対応することとし、政策的必要性、民業補完性や償還確実性等の検討により、対象事業の重点化・効率化を図りました。 以上のとおり、財政投融資対象機関に対する適切な審査については、当該施策における測定指標が「○」であるため、「s 目標達成」としました。					

施策	政3-2-3:政策評価の活用			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政3-2-3-B-1:政策評価の活用	目 標	各省庁・各機関に対して、財政投融资計画要求に際し、要求額に係る政策評価に加え、個別制度要求毎に政策評価の提出を求め、これを審査において積極的に活用します。	達成度
		実 績	各省庁・機関においては、財政投融资計画要求を行うに当たり、要求内容について事前に自ら政策評価を行い、要求に際して自己の政策評価の結果を合わせて提出することとしており、平成27年度財政投融资計画要求の審査を行うにあたっては、それらを積極的に活用しました。また、審査における政策評価の活用事例については、財務省ホームページに掲載し公表しました。	○
	(目標の設定の根拠) 財政投融资については、どの分野、どの事業を財政投融资の対象とするかについて、政策的必要性、民業補完性や償還確実性等の観点から見直しを行うことが重要なためです。 (目標の達成度の判定理由) 上記実績のとおり、平成27年度財政投融资要求の審査に際し、各省庁・機関から提出された政策評価を積極的に活用したことから、当該測定指標の達成度を「○」としました。			
施策についての評価		s 目標達成		
評価の理由	各省庁・機関においては、財政投融资計画要求を行うに当たり、要求内容について事前に自ら政策評価を行い、要求に際して自己の政策評価の結果を合わせて提出することとしており、平成27年度財政投融资計画要求の審査を行うにあたっては、それらを積極的に活用しました。また、審査における政策評価の活用事例については、財務省ホームページに掲載し公表しました。 以上のとおり、政策評価の活用については、当該施策における測定指標が「○」であるため、「s 目標達成」としました。			

施策 政3-2-4:産業投資を活用した長期リスクマネーの供給				
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政3-2-4-B-1:産業投資を活用した長期リスクマネーの供給	目 標	長期リスクマネーの供給により、日本企業の海外展開支援やインフラ輸出・資源確保等を積極的に支援します。その際、出資者として、官民ファンドに対し、ガバナンスの強化を求めます。	達成度
		実 績	平成27年度財政投融资計画における産業投資については、戦略性・政策性の高い分野に重点化を図り、リスクマネーを民間資金の呼び水として供給することとしました。なお、出資については、適正な執行を担保する観点から、事業の進捗等を踏まえて実行しております。 また、出資者として、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（平成25年9月27日関係閣僚会議決定）を踏まえ、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、官民ファンドに対し、投資内容及び投資実行後の状況等についての適時適切な報告など、ガバナンスの強化を求めました。	○

(目標の設定の根拠) 民間投資を活性化させる呼び水として、長期リスクマネーを供給することが重要なためです。その際、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、投資内容等を適時適切に把握することが必要です。 (目標の達成度の判定理由) 上記実績のとおり、平成27年度財政投融资計画における産業投資について、リスクマネーを供給し、また官民ファンドに対しガバナンスの強化を求めたことから、当該測定指標の達成度を「○」としました。	
施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	平成27年度財政投融资計画における産業投資については、戦略性・政策性の高い分野に重点化を図り、リスクマネーを民間資金の呼び水として供給することとしました。 また、出資者として、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（平成25年9月27日関係閣僚会議決定）を踏まえ、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、官民ファンドに対し、投資内容及び投資実行後の状況等についての適時適切な報告など、ガバナンスの強化を求めました。 以上のとおり、産業投資を活用した長期リスクマネーの供給については、当該施策における測定指標が「○」であるため、「s 目標達成」としました。

施策	政3-2-5: 貸付金の確実な回収とALMの充実等による財務の健全性の確保			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政3-2-5-B-1: 貸付金の確実な回収とALMの充実等による財務の健全性の確保	目 標	財政投融资対象機関に対する既往の貸付金の確実な回収を行うとともに、金利スワップ取引や財投債の買入消却の実施といったALMの充実に資する措置を講じます。	達成度
		実 績	財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について、適切なモニタリングを行いつつ、約定通りの確実な回収を行いました。また、財務の健全性を確保する観点から、金利スワップ取引や財投債の買入消却の実施を通じて金利変動リスクを低減（マチュリティギャップ（今後の各期間における資産及び負債の満期額の差）の調整等）することにより、適切なALMに取り組みました。	○
	（目標の設定の根拠） 財政投融资特別会計の財務の健全性の確保の観点から、適切なALMに取り組むことが重要なためです。 （目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について約定通りの確実な回収を行うとともに、金利スワップ取引や財投債の買入消却の実施等を通じて金利変動リスクを低減することにより、適切なALMに取り組んだことから、当該測定指標の達成度を「○」としました。			
施策についての評価		s 目標達成		
評価の理由	財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について、適切なモニタリングを行いつつ、約定通りの確実な回収を行いました。また、財務の健全性を確保する観点から、金利スワップ取引や財投債の買入消却の実施等を通じて金利変動リスクを低減することにより、適切なALMに取り組みました。 以上のとおり、貸付金の確実な回収と、ALMの充実等による財務の健全性の確保については、当該施策における測定指標が「○」であるため、「s 目標達成」としました。			

施策	政3-2-6:財政投融资のディスクロージャーの推進									
測定指標（定量的な指標）	[主要] 政3-2-6-A-1:財政投融资関係の定期的な公表資料の公表状況及び内容の充実 (注) 実績値／目標値で記載しております。	年度	作成頻度	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	達成度	
		財政投融资レポート	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	○	
			年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1		
		FILP REPORT	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値		
			年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1		
		財政投融资レポート（別冊）	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値		
			年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1		
		FILP REPORT (Extension Volume)	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値		
			年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1		
		財政金融統計月報	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値		
			年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1		
		財政融資資金現在高	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値		
			月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12		
		産業投資現在高	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値		
			月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12		
		財政融資資金預託金利・貸付金利	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値		
			月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12		
		前年度財政融資資金運用報告書	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値		
			年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1		
		翌年度財政投融资計画要求	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値		
			年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1		
		翌年度財政投融资計画	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値		
			年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1		
		財政投融资計画月別実行状況	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値		
			月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12		
		財政投融资レポートの内容の充実に向けた取組（トピック等を解説するコラム）		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値		
				10/10	10/10	13/13	13/13	15/13		
(目標値の設定の根拠) 財政投融资に関する透明性を一層高め、国民からの信頼、市場からの信認を維持する観点から、財政投融资計画の編成及び運用、財政融資資金の資産・負債の状況等に関して情報開示を行うことが重要なためです。										
(目標の達成度の判定理由) 実績値が目標値に達したため、当該測定指標の達成度は「○」としました。										

施策についての評価		s 目標達成
評価の理由	財政投融資について、国民の理解を深め、その運営についてのチェックを容易にする観点から、P D C Aの各段階において、よりわかりやすい情報発信を行い透明性の向上を推進してきたところです。 平成26年度においても、①財政投融資計画決定時における、財投機関別の残高見込を記載した「財政投融資計画残高見込」、詳細なフロー情報を記載した「財政投融資計画の機関別事業計画・資金計画」、重点分野をわかりやすく説明した「補足説明資料」の公表（Plan）、②財政投融資の貸付けなどの実行状況の月次別・一件別の公表（Do）、③政策効果の検証などに重点を置いた監査（スポット監査）の実施（Check）、④編成過程における審査の論点や審査当局の考え方についてわかりやすく整理した情報の公表（Action）、などに取り組みました。「財政投融資レポート」や、財政融資資金の月々の資産・負債の概要を示している「財政融資資金月報」は、より多くの人がより手軽にアクセスできるよう、財務省ホームページに掲載しました。 以上のとおり、財政投融資のディスクロージャーの推進については、当該施策における測定指標が「○」であるため、「s 目標達成」としました。	

施策	政3-2-7:政策コスト分析の充実			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政3-2-7-B-1:政策コスト分析の充実	目 標	財政融資対象の全機関において政策コスト分析の公表を行うとともに、分析手法の改善等、その内容の充実に努めます。	達成度
		実 績	財政融資を活用している事業について、財政融資対象の全機関が一定の前提条件を設定して試算したものを取りまとめ、その結果を公表しました。さらに、政策コスト分析をより国民にわかりやすくするため、政策コストの構成要素をグラフ化するなど、公表資料の内容を充実しました。	○
	(目標の設定の根拠) 将来どの程度の補助金が投入され、あらかじめ投入された出資金等によるメリットがどの程度になるかを試算し、政策コストとして開示することは、財政投融資の透明性を高める役割があり、重要なためです。 (目標の達成度の判定理由) 上記実績のとおり、財政融資を活用している事業について、財政融資対象の全機関が一定の前提条件を設定して試算したものを公表し、政策コストの構成要素をグラフ化するなど、公表資料の内容を充実したことから、当該測定指標の達成度を「○」としました。			
施策についての評価		s 目標達成		
評価の理由	財政融資を活用している事業について、財政融資対象の全機関が一定の前提条件を設定して試算したものを取りまとめ、その結果を公表しました。さらに、政策コスト分析をより国民にわかりやすくするため、公表資料の内容を充実しました。 以上のとおり、政策コスト分析の充実については、当該施策における測定指標が「○」であるため、「s 目標達成」としました。			

施策	政3-2-8:財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実												
測定指標（定量的な指標）	[主要] 政3-2-8-A-1: 実地監査結果 (注)独立行政法人等についての実績値の()書は、政策効果の検証等特定の事項に重点を置いて実施する実地監査（スポット監査）の件数（内書）です。	独立行政法人等		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	達成度				
				目標値(%)		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0			
				計画件数		5(1)	11(5)	5(0)	7(2)	6(1)			
				実績件数		5(1)	11(5)	5(0)	7(2)	6(1)			
		実績(%)		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	○				
		地方公共団体等		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	達成度				
				地方公共団体		目標値(%)		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
						計画件数		324	302	303	328	278	
						実施件数		326	301	304	326	277	
		実績(%)				100.6	99.7	100.3	99.4	99.6	○		
		公営企業		目標値(%)		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0			
				計画件数		626	518	482	564	429			
				実施件数		620	513	484	564	428			
				実績(%)		99.0	99.0	100.4	100.0	99.8	○		
		(目標値の設定の根拠) 財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実において、実地監査に取り組むことは、財政投融资の対象事業の適正な執行の確保、財務の健全性の維持につながり、政策目標を達成する観点から重要であるためです。 (目標の達成度の判定理由) 地方公共団体に係る実績が99.6%、公営企業に係る実績が99.8%と、目標値には達しませんでした。が、監査計画策定時に判明していなかった会計検査院検査の日程と重複した監査先につき、監査先の事務負担を考慮して年度内の実施を見合わせたものがあるためであり、実質的には目標達成と判断し、当該目標の達成度を「○」としました。 (注)独立行政法人等については、事務年度（7月から翌年6月までの期間）ベースで計上。											
	施策についての評価		s 目標達成										
	評価の理由	平成26年度の実地監査においては、地方公営企業の収支計画の把握による中長期的な債務償還能力の分析・評価等の実施や、実地監査の確認事項や着眼点等を示したマニュアル（実地監査実務指針）の公表により、監査先の自主的改善や監査業務の効率化を促進するなどの充実を図り、財政投融资の対象事業の適正な執行の確保、財務の健全性の維持に努めました。 以上のとおり、財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実については、当該施策における測定指標が「○」であるため、「s 目標達成」としました。											

政策目標3－2についての評価結果						
政策目標についての評価		S 目標達成				
評価の理由	全ての施策について「s 目標達成」であるため、当該政策目標は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。					
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 財政投融資の対象事業の重点化・効率化を図りつつ、必要な事業への資金供給を確保することは、資源配分の調整機能や経済の安定化機能を通じて、我が国経済の健全な発展を実現するために必要です。また、財政投融資のディスクロージャーを徹底することは、財政投融資に関する透明性を一層高め、国民からの信頼、市場からの信認を維持するために必要です。 平成27年度財政投融資計画の策定にあたっては、中小企業・小規模事業者や地方公共団体などに必要な資金を適切に供給することとし、我が国経済が緩やかな回復基調にある中、景気の脆弱な部分や地域の諸課題への対応、リスクマネーの供給などに配慮し、メリハリのきいた重点的な資金提供に努めることとしました。 政策目的を的確に達成するため、どの分野、どの事業を財政投融資の対象とするかについて、政策的必要性、民業補完性や償還確実性等の観点から、対象事業の重点化・効率化を図りました。					
評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 財政投融資計画の策定にあたっては、政策的必要性、民業補完性や償還確実性等を精査し、必要な資金需要に的確に対応していきます。各省庁・機関においては、財政投融資計画要求を行うに当たり、要求内容について事前に自ら政策評価を行い、要求に際して自己の政策評価の結果を合わせて提出するよう求めます。要求内容の審査を行うにあたっては、各省庁・機関から提出された政策評価を積極的に活用していきます。 また、財政投融資の透明性向上を一層進めるとともに、財政投融資対象機関に対するチェック機能の充実を図っていきます。 さらに、財政融資資金の資産・債務管理（ALM）の高度化のための施策を引き続き実施していきます。 その他、引き続き、民間では実施困難であるが政策として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と、適切なALMを実施するために必要な経費の確保に努めます。					
財務省政策評価懇談会における意見						
政策目標に係る予算額	区 分		平成24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	33,960,048,625	29,827,603,627	38,259,983,740	32,603,169,094
		補正予算	405,900,000	20,000,000	23,000,000	—
		繰越等	△8,327,000	△19,419,881	N. A.	
		合 計	34,357,621,625	29,828,183,746	N. A.	
執行額(千円)		32,548,974,287	28,458,048,739	N. A.		
(概要) 民間では実施困難ではあるが政策として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と、財政投融資対象事業の重点化・効率化等のために必要な経費 (注)平成26年度「繰越等」、「執行額」等については、平成27年11月頃に確定するため、平成27年度実績評価書に掲載予定。						

政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	第189回国会 財務大臣財政演説（平成27年2月12日） 「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年6月24日閣議決定） 地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策（平成26年12月27日閣議決定） まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）		
政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	財政政策の状況：平成27年度財政投融资計画、平成25年度財政融資資金運用報告書、 「財政投融资リポート2014」、「財政融資資金月報」（財務省）等		
前年度政策評価結果 の政策への反映状況	平成25年度政策評価実施計画の実績評価を受けて、以下の取組みを実施しました。 財政投融资計画の編成においては、各府省庁・各機関より提出された政策評価や政策コスト分析を活用し、政策的必要性、民業補完性や償還確実性等の観点から見直しを行い、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、必要な事業への資金供給を確保しました。 財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について、適切なモニタリングを行いつつ、約定通りの確実な回収を行うとともに、適切なALMに取り組み、金利変動リスクの低減に努めました。また、政策コスト分析の活用、公表に取り組みました。さらに、PDCAの各段階における情報開示の拡充や実地監査等により、引き続き透明性		
担当部局名	理財局（財政投融资総括課、管理課、計画官）	政策評価実施時期	平成27年6月

政策目標 6-2 : 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

上記目標の概要	自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困の問題や気候変動等の地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことを通じて、世界経済の中で大きな地位を占める我が国が主体的な役割を果たすことが求められています。こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（JICA）の有償資金協力や国際協力銀行（JBIC）による支援については、開発途上国の経済発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。 （上記目標を達成するための施策） 政6-2-1：ODA等の効率的・戦略的な活用 政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））、国際協力銀行（JBIC）業務、国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援 政6-2-3：債務問題への取組 政6-2-4：知的支援
施策	政6-2-1：ODA等の効率的・戦略的な活用
施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	ODAに関しては、関係省庁間で密接な連携を図りながら、国際開発金融機関（MDBs）及び諸外国との援助協調の推進、民間企業やNGOとの連携の促進、等を通じて、財務省が所管するODAの一層効率的・戦略的な運用に取り組みました。 例えば日本の海外経済協力に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るために設置された「経協インフラ戦略会議」において、有償資金協力・技術協力・無償資金協力の連携によるODAの面的な活用を省庁横断的に議論するとともに、政府一丸となって推進していくべき案件等について、省庁間で情報共有を図っています。また、平成27年1月には、ODAの効果や効率性を高めるために、「世界銀行の東アジア地域戦略、東アジア地域における防災・インフラ支援等」という議題の下、我が国ODA関係機関と世界銀行による政策対話を実施しました。 以上のとおり、「経協インフラ戦略会議」での議論や、世界銀行による政策対話の実施等を通じて、ODA等の効率的・戦略的な活用を推進したため、「s 目標達成」としました。 （注）この施策には、測定指標を設定していません。

施策	政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））、国際協力銀行（JBIC）業務、国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援			
測定指標（定性的な指標）	政6-2-2-B-1：国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援への参画	目 標	世界銀行グループ、アジア開発銀行等の国際開発金融機関（MDBs）の主要出資国として、業務運営に積極的に参画します。	達成度
		実 績	MDBs との間で業務運営について頻繁に議論を行いました。	○
	（目標値の設定の根拠） MDBs の業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBs の政策に反映させることで、我が国支援の効果・効率を増大させていくことが重要であるためです。 （目標の達成度の判定理由） MDBs の理事会で業務運営について頻繁に議論しておりますが、そうした場で日本理事室が積極的に議論に参画しております。また、政策対話等の場を通じて、MDBs との間の政策協議も行っております。そのため、達成度は「○」としました。			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政6-2-2-B-2：地球環境保全に向けた議論への参画	目 標	我が国が主要な拠出国となっている地球環境ファシリティ（Global Environment Facility：GEF）及び気候投資基金（Climate Investment Funds：CIF）の運営や、緑の気候基金（Green Climate Fund：GCF）について、同基金の制度設計に係る議論に積極的に参画していきます。	達成度
		実 績	各基金の意思決定機関である評議会（GEF）、運営委員会（CIF）、理事会（GCF）の会合に日本政府代表として出席し、各基金の運営や制度設計に積極的に参画しました。	○
	（目標値の設定の根拠） 我が国は、気候変動等の地球環境問題が開発途上国に与える問題の重要性を認識し、引き続き必要な援助を提供することにより開発途上国における地球環境の保全を支援する観点から、議論に積極的に参画する必要があるためです。 （目標の達成度の判定理由） 昨年度行われた評議会や理事会等の会合にすべて出席し、評議員・理事等として各基金の運営等の議論に積極的に参画したため、達成度は「○」としました。			

施策についての評価		s 目標達成
評価の理由	国際協力機構（JICA）の円借款業務に関しては、アジアを始めとする開発途上国の長期的な経済開発等を支援するために円借款を供与しています。平成2526年度は、円借款供与総額の約75%がアジア地域に対するもので、主な供与国はバングラデシュ、インド、ベトナム、ウズベキスタン及びミャンマーでした。 JICAの海外投融資に関しては、開発効果の高い案件の着実な実施や、実施体制や案件選択の方法等について随時レビュー等に努め、平成26年4月に、ミャンマーティラワ経済特区開発事業、同年11月に、中南米省エネ・再生可能エネルギー事業を対象とした融資契約等に調印しました。 国際協力銀行（JBIC）業務に関しては、事業開発等金融として、平成27年1月、ミャンマーにおいて民間プロジェクト促進のための会社設立に関する株主間契約を締結したほか、平成27年3月には、国際金融公社（IFC）とその子会社が組成・運営する、途上国金融機関の信用不安を未然に防ぐために開発途上国の金融機関への投資を行うファンドに対する出資契約に調印しました。 国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援に関しては、MDBsの業務運営についての議論に積極的に参画することにより、日本とMDBsの間の連携を深めることができました。例えば、G20首脳会合において、世界銀行やアジア開発銀行（ADB）が取り組んでいる、民間資金を活用したインフラ案件組成を準備するための基金の重要性が確認されましたが、我が国は世界銀行やADBのこうした基金への資金貢献を表明しました。地球環境保全・改善への取組については、JICAやJBICを通じた二国間の取組を支援したほか、地球環境ファシリティ（GEF）等多国間の資金メカニズムの運営等の議論に積極的に参画し、GEFの第6次増資の成功に貢献するとともに、緑の気候基金（GCF）の本格稼働にむけた資金動員プロセスの開始にも貢献し、業績指標の目標値を達成しました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であることから、「s 目標達成」としました。	

施策 政6-2-3: 債務問題への取組				
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政6-2-3-B-1: 債務に関する諸問題についての議論への参画	目標	債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に対し、IMF、世界銀行やパリクラブ等の国際的枠組みにおいて、新興援助国も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。	達成度
		実績	IMF、世界銀行やパリクラブ等の国際的枠組みにおいて、積極的に議論に参画し、パリクラブにおいては、アルゼンチンとの間で、公的延滞債務解消について合意したほか、IMFにおいては、債務持続可能性を維持・改善しつつ、柔軟な開発資金動員を可能とする形で債務上限ポリシーが改定されました。	○
	（目標値の設定の根拠） 新興援助国や民間からの資金流入の増大等、開発途上国への資金流入状況が変化している中で、開発途上国が債務返済困難に陥らないために積極的に議論に参画していくことが重要であるためです。 （目標の達成度の判定理由） 26年度は、国際的枠組みにおける各会合に参加し、積極的に議論に参画したことから達成度は「○」としました。			

施策についての評価		s 目標達成
評価の理由	我が国は引き続き、IMF、世界銀行やパリクラブ等の国際的枠組みにおける議論に積極的に参画しました。 パリクラブにおいては、平成26年5月に、2001年のデフォルト宣言以来国際金融社会から孤立していたアルゼンチンとの間で、総額97億ドルの公的延滞債務全額を5年以内に返済するパリクラブ合意が成立しました。我が国はドイツに次ぐ第二の大口債権国として、合意に向けた議論に主導的に参加しました。 また、IMFプログラムを導入している低所得国に対して非譲許的な借入に制限が課される「債務上限ポリシー」の改定にあたっては、IMFや関係国との協議を重ね、低所得国の債務持続可能性を維持・改善しつつ、増大する資金ニーズに対して柔軟な開発資金動員を可能とする制度改革が実現しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であることから、「s 目標達成」としました。	

施策	政6-2-4:知的支援							
測定指標（定量的な指標）	[主要] 政6-2-4-A-1: 知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度 (研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合) (単位: %)	年 度	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	達成度
		目標値	70.0以上	70.0以上	80.0以上	95.0以上	95.0以上	○
		実績値	98.4	98.0	98.6	98.7	98.9	
	(目標値の設定の根拠) 政策実施の効果を客観的・定量的に測定することが可能なものとして、「知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度」(研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合)を、業績指標として設定しました。また、知的支援の効果・有効性の向上を一層図っていく観点から目標値を「95%以上」としています。							
	(注1)研修・セミナーの参加者を対象に実施するアンケート調査で「非常に有意義」、「有意義」、「普通」、「あまり有意義ではない」、「有意義ではない」の回答項目の内、研修・セミナーの総合的な評価に対して「非常に有意義」、「有意義」と回答した者の割合。なお、アンケート調査の概要に関しては、P184参照。 (注2)数値(割合)はそれぞれの研修・セミナーのアンケート調査で得られた数値を単純平均したものの。 (目標の達成度の判定理由) 目標値である95%を達成しているため、達成度は「○」としました。							

施策についての評価	s 目標達成
評定の理由	税関の知的支援については、通関制度・税関手続きの簡素化・透明化、取締手法の効率化、税関能力向上等に取り組んでいる開発途上国税関当局に対し、支援ニーズを的確に把握した上で、WCO（世界税関機構）等と連携しつつ、本邦受入研修や専門家派遣を実施しました。
	財務総合政策研究所の知的支援については、複数国向けに、財政経済分野の人材育成のためのセミナー開催の他、個別国支援として、ミャンマー、ラオス向けに中小企業金融分野の技術協力等や、更にミャンマー向けに、平成27年までの証券取引所設立に向けた資本市場育成支援等も実施しました。ミャンマー資本市場育成支援については、政府から要請があり、平成27年1月にミャンマー財務省と支援継続のための新たな覚書を締結しました。
	知的支援の実施に当たっては、相手国の要望に即している内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者、在外公館の財政経済担当者及び長期派遣されているJICA専門家等との意見交換を十分に行うとともに、事後のアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに努め、測定指標の目標値を達成しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であることから、「s 目標達成」としました。

政策目標6-2についての評価結果	
政策目標についての評価	S 目標達成
評定の理由	以上のとおり、全ての施策が「s 目標達成」であるため、当該政策目標は、「S 目標達成」としました。
	（必要性・有効性・効率性等） 円借款やJIBC業務等の実施を含む取組は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に重要で必要であると言えます。 ODAの効率的・戦略的な活用、MDBsを通じた積極的な支援への参画等は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に貢献しています。 MDBs及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別援助方針の策定等を通じて、財務省が所管するODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組む等、業務の効率化に努めています。 （平成26年度行政事業レビューとの関係） 行政事業レビューにおける推進チーム所見で、ADB等への拠出については、支援の戦略的・効率的な絞込みを指摘されたことを受けて、効率的な支援の絞込みを行うとともに、既往の国際公約への対応等、現下の政策課題に重点的に対応しました。（事業番号033） また、JICAへの出資については、JICAの審査機能の強化に取り組みつつ、「インフラシステム輸出戦略(平成26年度改訂版)」等の資金ニーズへの対応について引き続き検討することが指摘されたことを受けて、円借款の戦略的展開や海外投融資によるインフラプロジェクト支援の強化等、現下の政策課題に重点的に対応しました。（事業番号034） ADB及びIICへの出資については、推進チームの所見において現状通りでよいとされました（ただし、IICへの出資については、平成26年度予算はございません）。（事業番号035、036）
政策の分析	

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 これまでの経協インフラ戦略会議の議論等を踏まえ、関係省庁間で密接な連携を図りながら、財務省所管のODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みます。 円借款業務は、アジアを中心とする開発途上国の経済・社会開発への寄与と我が国との経済交流の促進等を目指して実施していきます。JICAの海外投融資は、開発効果の高い案件の着実な実施と必要な改善を行っていきます。 JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するため、業務を推進していきます。 MDBsに関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画していきます。 我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施しGEF及びCIFの運営や、GCFの詳細設計に係る議論に、積極的に参画していきます。 開発途上国の債務救済や、債務に関する諸問題に取り組むため、パリクラブをはじめとする国際的枠組みにおける議論に積極的に参加していきます。 知的支援の実施に当たっては、引き続き、意見交換等を行い、相手国の要望に即した内容となるよう、必要に応じて見直しに努め、国際協力に積極的に取り組んでいきます。 また、平成26年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、平成28年度予算要求において、必要な経費の確保に努めていきます。

財務省政策評価懇談会 における意見	
----------------------	--

政策目標に係る予算額	区 分		平成24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	86,267,294	81,417,418	79,364,420	78,309,697
		補正予算	△1,138,813	17,407,669	△ 5,837	-
		繰越等	0	0	N. A.	
		合 計	85,128,481	98,825,087	N. A.	
	執行額(千円)		84,910,351	98,616,765	N. A.	

(概要) アジア開発銀行等拠出経費などの経済協力に必要な経費です。 (注)平成26年度、「執行額」等については、平成27年11月頃に確定するため、平成27年度実績評価書に掲載予定です。

政策目標に係る施政方針演説等内閣の主な重要政策	好循環実現のための経済対策（平成25年12月5日閣議決定） 第186回国会 総理大臣施政方針演説（平成26年1月24日） 第186回国会 財務大臣財政演説（平成26年1月24日） 「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定） 開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）
-------------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	政策目標に係る予算額等の状況：平成24～26年度一般会計補正予算書（財務省）、平成27年度一般会計予算書（財務省）、平成24・25年度一般会計歳入歳出決算書（財務省）		
前年度政策評価結果の政策への反映状況	これまでの経協インフラ戦略会議の議論等を踏まえ、関係省庁間で密接な連携し、円借款やJ B I Cの出融資機能を一層効率的・戦略的に活用していくよう取り組みました。 円借款業務では、アジアを中心とする開発途上国の経済・社会開発への寄与と我が国との経済交流の促進等を目指して実施しました。J I C Aの海外投融資は、開発効果の高い案件の着実な実施と必要な改善を行いました。 J B I Cに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するため、出融資業務を推進してまいりました。 M D B sに関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画しました。 我が国は、途上国における気候変動等の地球環境問題に対する支援を引き続き実施し、G E F及びC I Fの運営やG C Fの支援業務開始に向けた制度設計等に係る議論に、積極的に参画しました。 開発途上国の債務救済や、債務に関する諸問題に取り組むため、パリクラブをはじめとする国際的枠組みにおける議論に積極的に参加しました。 知的支援の実施に当たっては、引き続き、意見交換等を行い、相手国の要望に即した内容となるよう、必要に応じて見直しに努め、国際協力に積極的に取り組みました。 また、平成25年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、平成27年度予算要求において、必要な経費の確保に努めました。		
担当部局名	国際局（総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課）、関税局（総務課、参事官室（国際協力担当））、税関研修所、財務総合政策研究所（研究部国際交流室）	政策評価実施時期	平成27年6月

政策目標 6-3 : 日本企業の海外展開支援の推進

上記目標の概要	新興国を中心に世界の市場は急速に拡大しており、この成長市場の獲得に向けて、世界各国が激しい競争を繰り広げています。こうした中、日本企業が持つ技術力を始めとした強みを活かし、積極的に世界市場への展開を図っていくことが重要となっています。 政府は、世界の膨大なインフラ需要を積極的に取り込むため、日本の「強みのある技術・ノウハウ」を最大限に活かし、「インフラシステム輸出戦略」（2013年5月17日「経協インフラ戦略会議」決定）において「2020年に約30兆円（2013年時点で約10兆円）のインフラシステムの受注」との目標を掲げています。加えて、在外公館、政府関係機関などを有効に活用しつつ、世界に通用する技術や意欲を持つ中堅・中小企業等の支援や戦略的なクールジャパンの推進など我が国の優位性を活かし海外市場の獲得を図っています。 財務省としても、「日本再興戦略」や「好循環実現のための経済対策」等を踏まえ、下記に掲げる施策等を関係省庁と連携しつつ、日本企業の海外展開支援を推進していきます。 （上記目標を達成するための施策） 政6-3-1：円借款、国際協力銀行（JBIC）業務を通じた支援の推進			
施策	政6-3-1：円借款、国際協力銀行（JBIC）業務を通じた支援の推進			
測定指標（定性的な指標）	〔主要〕 政6-3-1-B-1： 円借款を通じた支援の取組	目 標	日本の優れた技術・ノウハウを開発途上国に提供し、新興国の成長を取り込み、日本経済の活性化につながるよう、施策を着実に実施していきます。	達成度
		実 績	平成26年度は、STEP（本邦技術活用条件）で5件、約909億円の実績がありました。	○
	（目標値の設定の根拠） 我が国が開発途上国の経済発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援していく上で、円借款による支援は重要なツールの一つであるためです。 （目標の達成度の判定理由） ベトナムにおいて、南北高速道路建設事業にSTEPによる円借款を供与するなど、途上国の経済成長および日本経済の活性化に貢献したため、達成度は「○」としました。			
	〔主要〕 政6-3-1-B-2： 国際協力銀行（JBIC）を通じた支援の取組	目 標	国際協力銀行（JBIC）においては、「日本再興戦略」等を踏まえ、日本企業の海外展開支援を推進していきます。	達成度
		実 績	「『日本再興戦略』改訂 2014」を踏まえ、平成26年7月、日本企業の海外展開を推進する施策である「海外展開支援融資ファシリティ」に①「劣後ローン」、②「LBO（Leveraged Buyout）ファイナンス」を導入しました。 「海外展開支援融資ファシリティ」は、平成27年3月末時点で254件、約389億ドルの融資承諾実績をあげています。	○

	(目標値の設定の根拠) 日本が開発途上国の経済発展を支援していきつつ、日本企業の海外展開を支援していく上で、国際協力銀行（ＪＢＩＣ）による支援は重要なツールの一つであるためです。 (目標の達成度の判定理由) 「『日本再興戦略』改訂 2014」にあげられた「海外展開支援融資ファシリティ」への劣後ローンおよびＬＢＯ（Leveraged Buyout）ファイナンスの導入を行うとともに、「海外展開支援融資ファシリティ」を活用して、豪州でのＬＮＧプロジェクトへ日本企業が参画するために融資を承諾するなど、日本企業の海外展開支援を推進したため、達成度は「○」としました。
施策についての評価 s 目標達成	
評価の理由	日本企業の海外展開支援の推進に関して、円借款については、これまで様々な改善を実施しており、中でもＳＴＥＰ（本邦技術活用条件）制度については、日本企業のグローバル化した活動実態等を踏まえ、途上国及び日本企業双方にとってより魅力的な制度となるよう適用条件や対象分野の見直しを行ってきています。平成26年度においても、ベトナム南北高速道路建設事業にSTEPによる円借款を供与するなど、一定数の活用実績がありました。 また、日本企業の海外展開を支援するため、国際協力銀行（ＪＢＩＣ）業務については、平成25年4月に開始した「海外展開支援融資ファシリティ」を活用して日本企業の海外展開を支援するとともに、平成26年7月には、海外展開支援融資ファシリティに①「劣後ローン」、②「ＬＢＯファイナンス」を導入しました。こうした取組は、ＡＳＥＡＮ諸国との債券発行に係る書類・手続きの共通化や、アジア域内のクロスボーダー債券決済インフラの構築に向けた取組等とともに、「金融・資本市場活性化有識者会合」にて取りまとめた「金融・資本市場活性化に向けての提言」（平成25年12月13日公表）にも掲げられております。なお、同会合は平成26年以降も開催しており、平成26年6月12日には、金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項について、新たな提言が取りまとめられました。 以上のとおり、全ての測定指標が「○」であることから、「s 目標達成」としました。
政策目標6-3についての評価結果	
政策目標についての評価 S 目標達成	
評価の理由	以上のとおり、施策が「s 目標達成」であることから、当該政策目標は、「S 目標達成」としました。
政策の分析	(必要性・有効性・効率性等) 日本企業の海外展開支援は、「日本再興戦略」においても重要な柱の一つとされている必要な取組です。 円借款、国際協力銀行（ＪＢＩＣ）業務の一層の積極的な活用は日本企業の海外展開支援等の推進に有効に貢献しています。
評価結果の反映	以上のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 アジアを中心とする新興国において旺盛なインフラ需要があること等に鑑み、円借款のＳＴＥＰ制度案件やＪＢＩＣの融資等の枠組みを活用して、日本企業の海外展開支援を推進していきます。

財務省政策評価懇談会 における意見			
政策目標に関する施政方針演説等内閣の主な重要政策	好循環実現のための経済対策（平成25年12月5日閣議決定） 第186回国会 総理大臣施政方針演説（平成26年1月24日） 第186回国会 財務大臣財政演説（平成26年1月24日） インフラシステム輸出戦略（平成25年5月17日第4回経協インフラ戦略会議決定、平成26年6月3日改訂） 「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし		
前年度政策評価結果の政策への反映状況	アジアを中心とする新興国において旺盛なインフラ需要があること等に鑑み、円借款やJ B I Cの融資等の枠組みを活用して、日本企業の海外展開支援を推進しました。		
担当部局名	国際局（総務課、開発政策課）	政策評価実施時期	平成27年6月

政策目標 7-1 : 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

上記目標の概要	政策金融は、金融という資金供給の手法によって、特定の政策目的を達成する政策実現手段であり、税制、補助金等と同様に財政政策の一環として政策的な資源配分機能を果たしています。政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されていることが重要です。今後も、政府関係金融機関等が経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。 また、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営を確保するため、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的、効率的な検査等を行います。 (上記目標を達成するための施策) 政7-1-1 : 政府関係金融機関等の適正な運営の確保 政7-1-2 : 政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保
----------------	---

施策	政7-1-1: 政府関係金融機関等の適正な運営の確保			
測定指標 (定性的な指標)	[主要] 政7-1-1-B-1 : 中小企業・小規模事業者への金融支援等を通じた資金繰りの円滑化	目 標	中小企業・小規模事業者の資金繰り・事業再生支援事業を実施します。	達成度
		実 績	中小企業・小規模事業者の資金繰り・事業再生支援事業を実施しました。	○
	(目標値の設定の根拠) 「好循環実現のための経済対策」(平成25年12月5日閣議決定)を踏まえ、成長分野等への積極的な資金供給や中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化を進めるなど、金融機能の強化を行う必要があるためです。 (目標の達成度の判定理由) 「好循環実現のための経済対策」を受けて、25年度中に行った創業・事業再生の促進等の措置を引き続き実施しました。また、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」(平成26年12月27日閣議決定)等を受けて、現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確かなものとするためには、中小企業・小規模事業者の活力を引き出していく必要があることから、日本政策金融公庫の融資制度等について、原材料価格の高止まり等に対応した経営支援を含む資金繰り支援等の措置を講ずるとともに、こうした国の施策に応じて各政府関係金融機関等が適正に業務を運営するよう監督していきました。 以上から達成度は、「○」としました。			

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	(1) 東日本大震災への対応として、平成25年度に引き続き、「東日本大震災からの復興の基本方針」を受け、日本政策金融公庫の融資制度等について、以下の措置を講じ、被災企業の資金繰りの円滑化を図っていきました。 ① 「東日本大震災復興特別貸付」の継続 ② 「再挑戦支援資金」の貸付に係る金利等の引下げの継続 ③ 「東日本大震災復興緊急保証」の適用期限の延長 ④ 危機対応業務による支援の継続 (2) 「「日本再興戦略」改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）及び「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を受けて、現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確かなものとするためには、中小企業・小規模事業者の活力を引き出していく必要があることから、日本政策金融公庫の融資制度等について、以下の措置を講ずるとともに、こうした国の施策に応じて各政府関係金融機関等が適正に業務を運営するよう監督していきました。 ① 原材料価格の高止まり等に対応した経営支援を含む資金繰り支援 ② 省エネ設備投資の強化や創業支援・円滑な事業承継等地域における前向きな取組に対応した融資の促進 ③ 中小企業の資金調達の円滑化を図るため、借入金に係る信用保証契約の更新（借換保証）等に適切に対応 上記の施策を講じた結果、政府関係金融機関等において、新体制へ移行した平成20年10月から平成27年3月末までに、セーフティネット貸付等を21兆円、中堅・大企業向け危機対応業務を活用した長期資金貸付等を6兆円実施しました。また、東日本大震災復興特別貸付が5兆円の実績を上げるとともに、東日本大震災復興緊急保証に係る保険引受額が2兆円に上りました。 さらに、イノベーションの基盤強化を目的として、平成25年3月に日本政策投資銀行において創設した「競争力強化ファンド」において約1,200億円（10件）の出融資を実行したところです。 (3) 「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」等も踏まえ、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を促進すると共に、大規模な災害や経済危機等に対処するための資金の供給確保に万全を期す必要があることから、日本政策投資銀行に、 ① 成長資金（資本性資金等）を時限的・集中的に供給する新たな投資の仕組みを創設し、 ② 民間による危機対応が十分に確保されると見込まれるまでの間、日本政策投資銀行に危機対応業務の実施を義務付ける、 などの措置を講じるため、本年1月開会の第189回国会に「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案」を提出したところです。 以上のとおり、測定指標が「○」であることから、「s 目標達成」としました。

施策	政7-1-2: 政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政7-1-2-B-1： 政府関係金融機関等に対する検査の的確な実施	目 標	「平成26検査事務年度 検査基本方針」及び「基本計画」に従い、深度ある検証に努めます。	達成度
		実 績	「平成26検査事務年度 検査基本方針」及び「基本計画」に従い、深度ある検証に努めました。	○
	（目標値の設定の根拠） 株式会社日本政策金融公庫法等、各政府系金融機関等の根拠法令に基づき、適正な業務運営の確保及び法令等遵守態勢を整備・確立する必要があるためです。 （目標の達成度の判定理由） 検査については、政府関係金融機関等のうち3機関に対して、関係法令・規程等に基づき、政策目的に沿った適切な業務運営が行われているかを検証し、検査基本方針に則り、構築されたコンプライアンス管理体制が適切に機能しているかについて重点的に確認した結果、問題点の改善につながる指摘を行いました。 以上から達成度は、「○」としました。			
施策についての評価		s 目標達成		
評価の理由	検査については、政府関係金融機関等のうち3機関に対して、関係法令・規程等に基づき、政策目的に沿った適切な業務運営が行われているかを検証し、検査基本方針に則り、構築されたコンプライアンス管理体制が適切に機能しているかについて重点的に確認した結果、反社会的勢力への対応など問題点の改善につながる指摘を行いました。 さらに、これらの検査結果を踏まえて、検査対象機関に対し検査指摘事項に対する改善報告を求め、その対応状況を確認するとともに、ヒアリングを実施するなど、指摘事項の改善を早期に実施できるよう監督を行いました。 以上のとおり、測定指標が「○」であることから、「s 目標達成」としました。			

政策目標7-1についての評価結果

政策目標についての評定 **S 目標達成**

評
定
の
理
由

（政府関係金融機関等の適正な運営の確保）

(1)東日本大震災への対応として、平成25年度に引き続き、「東日本大震災からの復興の基本方針」を受け、日本政策金融公庫の融資制度等について、「東日本大震災復興特別貸付」の継続等の措置を講じ、被災企業の資金繰りの円滑化を図っていきました。

(2)「日本再興戦略」改訂2014」及び「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を受けて、現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確かなものとするためには、中小企業・小規模事業者の活力を引き出していく必要があることから、日本政策金融公庫の融資制度等について、原材料価格の高止まり等に対応した経営支援を含む資金繰り支援等の措置を講ずるとともに、こうした国の施策に応じ、各政府関係金融機関等が適正に業務を運営するよう監督していきました。

(3)「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」等も踏まえ、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を促進すると共に、大規模な災害や経済危機等に対処するための資金の供給確保に万全を期す必要があることから、日本政策投資銀行に、

① 成長資金（資本性資金等）を時限的・集中的に供給する新たな投資の仕組みを創設し、

② 民間による危機対応が十分に確保されると見込まれるまでの間、日本政策投資銀行に

危機対応業務の実施を義務付ける、

などの措置を講じるため、本年1月開会の第189回国会に「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案」を提出したところです。

よって、政府関係金融機関等の適正な運営については、「目標達成」と考えられます。

（政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保）

政府関係金融機関等に対して、関係法令・規程等に基づき、政策目的に沿った適切な業務運営が行われているかの検査を実施し、問題点の改善につながる指摘を行いました。また、これらの検査結果を踏まえて、指摘事項の改善を早期に実施できるよう監督を行いました。

よって、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保については、「目標達成」と考えられます。

以上のとおり、全ての施策が「S 目標達成」であることから、「S 目標達成」としました。

(必要性・有効性・効率性等)

政策金融の機能が適確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されている必要があります。

財務省が民業補完の観点から政府関係金融機関等の不断の業務の見直しを行うとともに、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的、効率的な検査等を実施し、その結果を踏まえて各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めることにより、経済対策や震災対応において中小企業者等への円滑な資金供給等を実施するなどの必要なニーズに対して適切に対応しています。また、経済対策や震災対応において事業規模を拡大した貸付枠等に対して、十分な実績を上げています。

各機関の検査について、監督部局が検査対象機関から受けた報告等の情報を活用することや検査対象機関の業務の一部に焦点をあてた検査を実施するなど、効率的な実施に努めています。

(平成26年度行政事業レビューとの関係)

新創業融資等実施事業(日本政策金融公庫補給金)

・「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善

引き続き、優先度の高い施策に集中するよう努めるとともに、利用者のニーズや公庫における貸付実績等を踏まえ、概算要求へ適切に反映する。(事業番号037)

・「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：縮減

経営努力等により補給率を引下げ、必要な要求額を削減した。(反映額：▲1,716百万円)

日本政策金融公庫の統合補助事業(日本政策金融公庫補助金)

⇒平成26年度で終了(事業番号038)

セーフティネット貸付等実施事業(日本政策金融公庫出資金)

・「行政事業レビュー推進チームの所見」：現状通り

引き続き、優先度の高い施策に集中するよう努めるとともに、利用者のニーズや公庫における貸付実績等を踏まえ、概算要求へ適切に反映する。(事業番号039)

・「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：現状通り

引き続き、適切に事業を実施していく。

中小企業信用保険事業(日本政策金融公庫出資金)

・「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善

引き続き、優先度の高い施策に集中するよう努めるとともに、利用者のニーズや公庫における貸付実績等を踏まえ、概算要求へ適切に反映する。(事業番号040)

・「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：執行等改善

セーフティネット保証の指定業種数を減らす等の収支改善への取組を実施。

一方、日本再興戦略(改訂版)に従い、中小企業・小規模事業者の起業・創業支援に係る信用保険の強化を行うほか、NPO法人への資金供給の円滑化のため、NPO法人を信用保険の対象に追加することとしている。そのために、新しい日本のための優先課題推進枠519億円の要望を行い、全体としては増額となった。

危機対応円滑化業務(危機対応円滑化業務出資金・補助金・補給金)

・「行政事業レビュー推進チームの所見」：事業内容の一部改善

引き続き、補助金の対象業務については、公庫における更なる効率化の取組を促すよう努める。(事業番号041)

・「所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況」：縮減

補助金につき、経費削減の取組を実施。(反映額：▲0百万円)

一方、業務フロアの移設に伴う経費等の増額が発生したことにより要求額は増加している。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。 政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であることから、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、政府関係金融機関が質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。 主務省として、リスク管理分野に関する検査を委任している金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、引き続き効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めます。 また、平成28年度予算要求において、政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営が確保されるよう、必要な経費の確保に努めます。
---------	---

財務省政策評価懇談会における意見	
------------------	--

政策目標に係る予算額	区 分		平成24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	70,704,241	71,459,313	71,467,744	72,148,244
		補正予算	83,985,653	82,098,457	70,899,108	—
		繰越等	182,950,000	43,500,000	N. A.	
		合 計	337,639,894	197,057,770	N. A.	
	執行額(千円)		337,536,619	195,132,834	N. A.	

(概要) 株式会社日本政策金融公庫補給金、株式会社日本政策金融公庫出資金、危機対応円滑化業務補助金などの政府関係金融機関の運営に必要な経費 (注)平成26年度「繰越等」、「執行額」等については、平成27年11月頃に確定するため、平成27年度実績評価書に掲載予定。	
--	--

政策目標に関係する施政方針演説等内閣の主な重要政策	地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策（平成26年12月27日閣議決定） 好循環実現のための経済対策（平成25年12月5日閣議決定） 「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定） 第186回国会 財務大臣財政演説（平成26年1月24日） 東日本大震災からの復興の基本方針 （平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定、平成23年8月11日改定）
---------------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	政府関係金融機関の財務状況・業務運営状況：「政府関係金融機関の出資融資額（補正額）」（財務省）等
---------------------------	---

前年度政策評価結果の 政策への反映状況	(政府関係金融機関等の適正な運営の確保) 政府関係金融機関等は、国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要であることから、関係省庁等と緊密な連携の下、経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、政府関係金融機関が質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行いました。		
	(政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保) 主務省として、リスク管理分野に関する検査を委任している金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、引き続き効果的・効率的な検査を行うとともに、上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善に努めました。		
担当部局名	大臣官房政策金融課	政策評価実施時期	平成27年 6 月

平成26年度財務省政策評価書 附属説明書

～財務省の政策とその実施状況～

平成27年6月

財 務 省

総合目標 5：我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むこと（世界経済） により、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

1. 総合目標の内容

経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信認を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現するためには、国際金融システムを安定させ、強固で持続可能かつ均衡ある世界経済の成長を生み出すとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要となっています。また、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていきます。特に、我が国との関係が深いアジア諸国経済の持続的発展に貢献することは、我が国経済の発展にもつながる重要な取組であり、アジア諸国における地域金融協力を推進していきます。さらに、日本企業の海外展開支援も推進していきます。

2. 評定の概要

(1) 総合目標の評定

「A 相当程度進展あり」

(2) テーマの評定

○ 総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

「a 相当程度進展あり」

〔定性的な測定指標の達成度〕

- ・ [主要] 総5-1-B-1:世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への参画 「△」
- ・ [主要] 総5-1-B-2:アジアにおける地域金融協力の推進 「△」
- ・ [主要] 総5-1-B-3:日本企業の海外展開支援の推進 「△」

○ 総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組

「a 相当程度進展あり」

〔定性的な測定指標の達成度〕

- ・ [主要] 総5-2-B-1:国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組 「△」

(注) 評定の詳細については、政策評価書の「評定の理由」をご参照ください。

3. テーマごとの内容

○ 総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

(1) 世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定に向けた国際的な取組への参画

イ 国際金融システムの安定（G20、G 7等を通じた取組）

我が国は、世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定に向けた取組に関し、G20やG 7等における国際的な議論に積極的に参画しました。

4月10日、11日、9月20日、21日、10月9日、10日のG20では経済成長の強化及び雇用創出等に関する活発な議論を行いました。また、11月15日、16日にブリスベンにて開催されたG20ブリスベン・サミットでは、デフレ脱却を目指した我が国の改革及び経験について説明を行い、会議終了後にはG20全体のGDPの水準を2018年までに2%以上引き上げるための「ブリスベン行動計画」などが発表されました。

2015年のG20議長国トルコも、オーストラリア議長下で策定したG20としての「包括的な成長戦略」の実施に向けた取り組みをすすめています。

2月9日、10日にイスタンブールにて開催されたG20では、我が国から、テロへの対応について発言し、コミュニケでもテロ資金対策を強化していくことが確認されました。また、日本経済については、緩やかな回復基調に変わりはなく、有効求人倍率が22年ぶりの高さになっていることや、企業の経常利益が過去最高水準であること等を説明し、各国の理解を得ることができました。

また、ウクライナについては、平成26年4月10日にワシントンにてIMF・世界銀行春会合の合間にG 7財務大臣・中央銀行総裁会議（G 7）が開催され、ウクライナ情勢や資金ニーズ、国際的な対応について議論が行われたほか、平成27年3月5日には、対ウクライナ経済支援に関するG 7財務大臣声明が発出され、G 7としてウクライナ政府の経済改革実施に向けた行動を歓迎し、国際社会としてウクライナを支える用意があることを確認しました。日本としても、ウクライナへの支援策を取りまとめ、危機の収束に貢献しました。

外国為替市場の安定に向けた取組に関しては、G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明（平成27年2月10日）において、「我々は、我々の以前の為替相場のコミットメントを遵守し、保護主義に対抗する。」と確認するなど、それまでの為替に関するコミットメントを再確認するなどしました。また、G 7やG20等の国際会議において、国際金融市場の動向や各国の対応等に関して議論を行いました。

資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止等の促進に関しては、我が国は、G 7や、FATF（金融活動作業部会）における取組等へ積極的に参画し、国際基準に基づく、資金洗浄・テロ資金対策の実施に向けた国内法整備を推進してまいりました。また、北朝鮮やイランの核開発等に対しては、国連安保理決議又は主要国との国際協調により、外為法に基づく資産凍結等の措置を引き続き実施しました。

ロ IMF改革

平成26年度においては、我が国は2010年に合意されたクォータ・ガバナンス改革やその後の第15次クォータ見直しの進展に向けて、G20やIMF理事会等での議論に積極的に貢献しました。現在、2010年の改革は米国の批准の遅れにより未発効であり、第15次クォータ見直しについても十分な議論ができず合意に達しておりません。こうした遅れを受け、2015年2月にはIMF総務会決議にて、2010年の改革が発効するまでのつなぎのステップについて2015年6月30日まで、第15次クォータ見直しについて2015年12月15日までに合意することを決定しました。

(2) アジアにおける地域金融協力の推進

イ ASEAN+3財務大臣プロセスにおける地域金融協力の取組

CMIM（チェンマイ・イニシアティブ（用語集P243参照））については、その実効性を高めるべく、規模の増額を含む現行の危機対応機能の強化及び危機予防機能を柱とする強化策を反映した改訂版CMIM契約書が、平成26年7月に発効しました。また、域内の経済監視を行う常設機関であるAMRO（ASEAN+3マクロ経済リサーチオフィス）に関して、平成26年10月に国際機関化に向けたAMRO協定の署名を完了しました。

我が国は、ABMI（アジア債券市場育成イニシアティブ（用語集P239参照））にも積極的に取り組んでおり、ASEAN+3域内のプロ向け債券市場における上場時の共通書類の作成、域内のクロスボーダーでの債券投資時に、資金決済及び証券決済を同時に行うためのシステム接続に向けた検討等を推進しました。

ロ APECの枠組みにおける地域金融協力の取組

平成26年10月のAPEC財務大臣会合（中国・北京）において、我が国は、官民パートナーシップを活用したインフラ投資、経済の再編のための財政・税制政策及び改革等、アジア・太平洋地域における経済・金融分野の協力についての議論に積極的に参画しました。

ハ 二国間における財務・金融協力

二国間財務・金融協力に関して、中国及び韓国とは、それぞれ日中財務対話及び日韓財務対話に向けた準備を進めているほか、中国、インド、及びASEAN各国との二国間金融協力の強化にも努めました。ASEAN各国との関係では、平成25年5月に日－ASEAN財務大臣・中央銀行総裁会議を開催し、二国間の金融協力を強化していくこととしました。平成26年10月には、フィリピンとの間の二国間通貨スワップの拡充取極を締結しました。また、現地通貨建て資金供給の促進に貢献する等、地域金融協力の強化に取り組みました。

(3) 開発途上国の経済社会の発展

途上国支援に関しては、援助対象国の債務持続性や、案件の開発効果の実現可能性等を慎重に検討し、44件、約8,280億円の円借款を供与しました。また、国際開発金融機関（MDBs（用語集P247参照））を通じた支援に関して、我が国は主要出資国として、業

務運営に積極的に参画し、これらの機関と連携して地球規模課題の解決や、貧困の削減に貢献しています。

イ 途上国支援

平成26年度は、途上国の長期的な経済発展のための支援のみならず、途上国で発生した様々な問題に対し、二国間あるいは国際機関による支援を通じて、課題の解決を図りました。例えば、ギニア、リベリア、シエラレオネを中心に、西アフリカで流行したエボラ出血熱について、世界銀行やアフリカ開発銀行といったMDBsと協調して支援を検討し、MDBsの支援策の策定、ひいてはエボラ出血熱の流行抑制に貢献しました。さらに、長期にわたる紛争によって不安定化している中東地域に対して、イラクやヨルダン等4か国への円借款を中心とする支援策の取りまとめに貢献しました。

ロ 国際開発金融機関（MDBs）の強化に関する取組

世界銀行、アジア開発銀行等の国際開発金融機関（Multilateral Development Banks: MDBs）は開発援助における豊富な経験を有し、高度な専門知識を持った人材を数多く有するとともに、その広範な情報網を活用して現地の支援ニーズを的確に把握することにより、効果的な援助を行うことができる等の長所があります。また、貧困削減や包摂的成長の実現に向け、MDBsは国際開発コミュニティの中で中核的な役割を担うことに加え、気候変動等のグローバルな課題への対応についても重要な役割を果たしています。

途上国における持続的な成長を確保するため、膨大なインフラ需要にどのように対応するかが主要課題の一つとなっていますが、平成26年11月のG20首脳会合においても、世界銀行やアジア開発銀行（Asian Development Bank: ADB）が取り組んでいる、民間資金を活用したインフラ案件組成を準備するための基金の重要性が確認されました。同会合において、我が国は世界銀行やADBのこうした基金への資金貢献を表明しました。また、ADBでは、いかにして限られた資金を有効に活用しつつ、アジア地域におけるインフラ投資を含めた膨大な開発ニーズに応えていくかが課題となっています。こうした状況下で、ADBは、中所得国支援向けの通常資本財源（Ordinary Capital Resources: OCR）と低所得国支援向けのアジア開発基金（Asian Development Fund: ADF）の二つの融資勘定を統合して、融資量を増加させることについて検討しています。我が国としても、この提案を支持し、積極的に協力しました。

ハ 地球環境保全に向けた開発途上国の取組支援

気候変動や、生物多様性の危機等、将来の世代に重大な影響を及ぼすような地球環境問題が、国際的に大きな課題として取り上げられるようになっていきます。財務省は、外務省などの関係省庁と緊密に連携して、これらの影響に脆弱な開発途上国等における環境の保全のため、二国間・多国間の協力を進めました。

二国間の協力としては、気候変動対策に取り組んでいるベトナム等の途上国に対して、国際協力機構（JICA）を通じて気候変動対策円借款の供与を行った他、国際協力銀行（JBIC）を活用して環境投資を支援しました。

多国間の協力としては、緑の気候基金（G C F）（用語集P244参照）の詳細設計の議論に参加したほか、地球環境ファシリティ（G E F）（用語集P243参照）及び気候投資基金（C I F）（用語集 P 239参照）を通じた支援に積極的に参画しました。

(4) 日本企業の海外展開支援の推進

近年のアジア諸国の急速な成長を踏まえ、我が国のアジア市場における取引活動を拡大し、アジアの内需を日本の内需として取り込むことにより、我が国自身の成長機会を創出することが重要となっており、財務省は、関係省庁と連携しつつ積極的に推進してきました。

具体的には、アジア地域に存在する莫大なインフラ需要に、民間のノウハウと資金を活用しながら応えていくべく、P P P（Public Private Partnership）方式(注)によるインフラ整備を促進するために、平成26年11月、「P P Pインフラ信用補完スタンド・バイ借款」の制度を導入しました。また、国際協力銀行（J B I C）業務に関しては、日本企業の海外展開支援が「日本再興戦略」において重要な柱の一つとされており、その一環として「海外展開支援出資ファシリティ」と「海外展開支援融資ファシリティ」を車の両輪として推進してきました。また、「海外展開支援融資ファシリティ」については、より多様かつ高度な金融メニューを提供することを通じ、本邦企業の収益力向上を図ることを目的とし、平成26年7月に、①「劣後ローン」、②「L B O（Leveraged Buyout）ファイナンス」を導入しました。

(注) 「P P P方式」とは、官民が連携して公共サービスの提供等を行うことで、民間のノウハウや資金を活用する手法のことです。

○ 総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組

平成13年に開始されたW T Oドーハ・ラウンド交渉については、全体として合意に至ることが容易でない状況が続いていましたが、平成25年12月に開催された第9回W T O（用語集P248参照）閣僚会議において、交渉対象分野の一部（貿易円滑化、農業分野の一部、開発）に関する合意である「バリ・パッケージ」が妥結しました。

このうち特に貿易円滑化については、平成26年11月のW T O一般理事会においてなされた「貿易円滑化協定に関する改正議定書」の採択に財務省は貢献しました。今後、3分の2以上の加盟国が受諾した時点で本協定は発効することになり、日本を含む各加盟国は受諾手続を進めることが求められています。各W T O加盟国がこの協定を実施することにより、貿易規則の透明性の向上、税関手続の迅速化・簡素化等を通じて世界的な貿易の拡大に向けた大きな効果が期待できます。

経済連携に関しては、政府全体として、「日本再興戦略」において、平成30年までに貿易のF T A（用語集P246参照）比率を70%に高めるとの目標を掲げ、T P P（環太平洋パートナーシップ）（用語集P248参照）、R C E P（東アジア広域経済連携）、日 E U・E P A（用語集P246参照）等の多数の経済連携交渉に取り組んでいるところです。このような中、財務省としては、所管物品等の関税交渉及び関税制度等の当省が所管する制度の議論等を通じて交渉の進展に貢献しました。このような当省の貢献もあり、平成27年1月には日豪E P

Aが発効し、同年2月には日モンゴルEPAの署名がなされました。

なお、世界経済の動向等に係る参考指標は以下のとおりです。

(1) 世界経済の動向

最近の世界経済の動向は以下のとおりです。

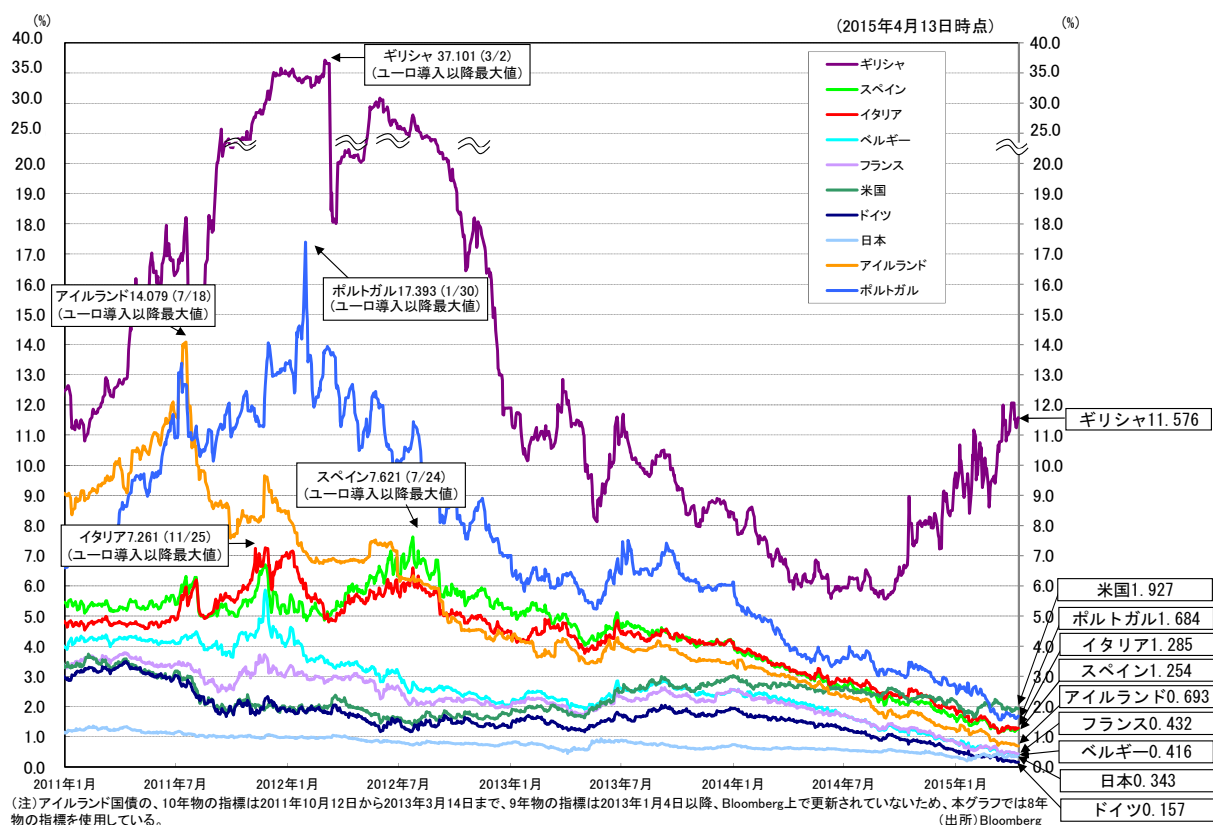
参考指標 総5-1：最近の世界経済動向

	実質GDP成長率 (%)				消費者物価上昇率 (%)				失業率(%)				経常収支 (10億ドル)			
	2012	2013	2014	2015	2012	2013	2014	2015	2012	2013	2014	2015	2012	2013	2014	2015
世界	3.4	3.4	3.4	3.5	4.2	3.9	3.5	3.2	n/a	n/a	n/a	n/a	354.9	374.5	366.9	300.2
日本	1.8	1.6	-0.1	1.0	0.0	0.4	2.7	1.0	4.3	4.0	3.6	3.7	58.7	33.6	24.3	81.6
米国	2.3	2.2	2.4	3.1	2.1	1.5	1.6	0.1	8.1	7.4	6.2	5.5	-460.8	-400.3	-410.6	-410.2
ドイツ	0.6	0.2	1.6	1.6	2.1	1.6	0.8	0.2	5.4	5.2	5.0	4.9	252.3	251.3	287.5	286.8
フランス	0.3	0.3	0.4	1.2	2.2	1.0	0.6	0.1	9.8	10.3	10.2	10.1	-41.4	-40.2	-29.9	-2.7
英国	0.7	1.7	2.6	2.7	2.8	2.6	1.5	0.1	8.0	7.6	6.2	5.4	-98.2	-119.9	-162.2	-135.6
ユーロ圏	-0.8	-0.5	0.9	1.5	2.5	1.3	0.4	0.1	11.3	12.0	11.6	11.1	194.2	284.3	313.0	388.3
中国	7.8	7.8	7.4	6.8	2.6	2.6	2.0	1.2	4.1	4.1	4.1	4.1	215.4	182.8	209.8	356.3
新興アジア	6.8	7.0	6.8	6.6	4.7	4.8	3.5	3.0	n/a	n/a	n/a	n/a	122.2	142.5	195.3	338.1
中南米	3.1	2.9	1.3	0.9	6.1	7.1	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	n/a	-107.4	-163.7	-164.8	-167.3
CIS諸国	3.4	2.2	1.0	-2.6	6.2	6.4	8.1	16.8	n/a	n/a	n/a	n/a	67.0	16.3	54.7	43.6
サハラ以南 アフリカ	4.2	5.2	5.0	4.5	9.4	6.5	6.3	6.6	n/a	n/a	n/a	n/a	-28.7	-39.7	-55.2	-71.1

(出所) IMF “World Economic Outlook” (2015. 4)

(<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2015/01/weodata/index.aspx>)

参考指標 総5-2：欧州における国債市場の動向



(2) テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

参考指標総5-3：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

※参考指標政6-1-8：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数（P187に掲載）

テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数は、平成26年度末現在、合計468個人・団体となっています。

(3) 途上国の貧困状況

1日1.25ドル以下で生活する人口が1999年の1,743百万人から2010年には1,215百万人に減少する見込みとなっている等、開発途上国全体の貧困削減に関しては改善が見られますが、地域的な進捗状況は一様ではありません。

参考指標 総5-4：途上国の貧困削減状況

1日1.25ドル以下で生活している人口（数）

（単位：百万人）

	2002年	2005年	2008年	2011年	2015年(注)
東アジア・太平洋	518	324	272	161	86
南アジア	638	596	540	399	311
欧州・中央アジア	10	6	2	2	1
中東・北アフリカ	11	9	7	6	7
サブサハラ・アフリカ	400	398	403	415	403
中南米	54	40	31	28	27

合 計	1,631	1,374	1,255	1,011	836
-----	-------	-------	-------	-------	-----

(出所) 世界銀行 World Development Indicators 2014

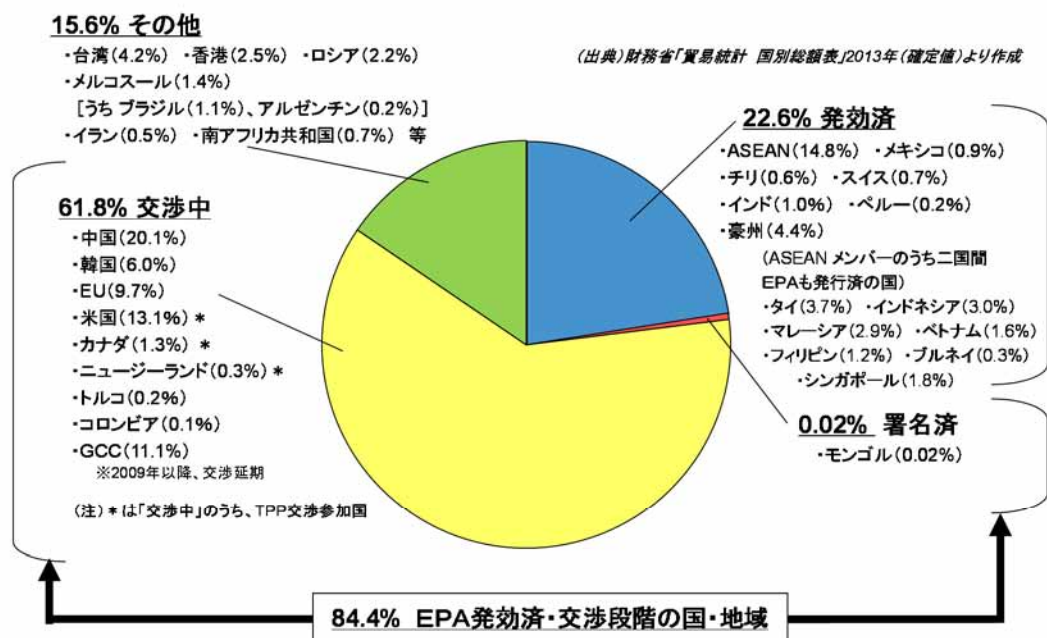
(<http://data.worldbank.org/products/wdi>)

(注) 2015年は予測 (forecast)

(4) 日本の貿易総額に占めるEPA締結国・地域の割合

政府としては、「日本再興戦略」の中で、平成30年までに日本の貿易総額に占めるEPA締結国・地域との貿易額の割合(貿易のFTA比率)を70%以上とする目標を閣議決定しています。平成27年1月、日豪EPAが発効したことにより、この割合は22.6%となりました(日豪EPA発効以前は18.2%)。今後、TPPを含む交渉中のEPAがすべて発効すると、我が国の貿易量の84.4%がEPAでカバーされ、交渉延期となっているGCC(用語集P247参照)を除いても、目標の70%を上回る見込みです。

参考指標 総5-5：日本の貿易総額に占めるEPA締結国・地域の割合



(5) 関税負担率の推移とその国際比較

関税率の水準を示す代表的な指標としては、関税負担率（関税収入額の総輸入額に対する比率）があります。我が国の関税負担率は、国内産業保護の必要性にかんがみ比較的高い関税率が設定されている品目がある一方で、無税品目も多いため、参考指標 総5-6のとおり、主要先進国との比較において同等もしくは低い水準となっており、平成24年度においては1.2%となっています。

参考指標 総5-6：関税負担率の推移とその国際比較

(単位：%)

年度	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
日 本	1.2	1.4	1.3	1.2	1.2
米 国	1.4	1.4	1.6	1.5	1.5
E U	1.2	1.4	1.1	1.0	0.9
カナダ	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8
オーストラリア	3.3	2.5	2.8	3.0	3.5
韓 国	2.7	1.9	2.2	2.2	1.7

(出所) 財務省「租税及び印紙収入決算額調」、財務省貿易統計、OECD “REVENUE STATISTICS”、OECD “Monthly Statistics of International Trade”

(注1) 年度は各国の会計年度（但し、EUは暦年）。

(注2) 関税負担率＝関税収入額／総輸入額。

(注3) EUの負担率は域外からの輸入額に係るものであり、関税収入額には農産品に対する輸入課徴金を含む。

○ 政策目標 3－2：財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底

1. 政策目標の内容

財政投融资（用語集P241参照）は、財投債（国債）の発行などにより調達した資金を財源として、政策金融機関・独立行政法人等や地方公共団体に対し、政策的な必要性はあるものの、民間では対応が困難な長期・低利の資金供給や大規模・超長期プロジェクトへの資金供給を行うものです。また、補助金等の予算措置とは異なり、利用料収入が見込まれる等、将来のリターンを前提としている点に特徴があります。

財政投融资の資金を、どのような事業に、どの程度供給するかについては、必要な事業への資金供給を確保しつつ、国民のニーズや社会経済情勢の変化などを踏まえ、政策的必要性、民業補完性や償還確実性の観点から毎年度徹底的に見直し、対象事業の重点化・効率化を図っていきます。

また、財政投融资に対する国民の信頼を確保し、対象事業の重点化・効率化を一層推進する観点から、財政投融资計画（用語集P241参照）編成、運用プロセス、将来の政策コスト等に関する情報開示の徹底を通じて、財政投融资の透明性向上を一層進めていきます。

さらに、財政融資資金の資産・債務管理（ALM）の高度化のための施策を引き続き実施していきます。

2. 評定の概要

(1) 政策目標の評定

「S 目標達成」

(2) 施策の評定

○ 政3-2-1:社会情勢等の変化を踏まえた財政投融资計画の編成

「s 目標達成」

[定性的な測定指標の達成度]

- ・[主要]政3-2-1-B-1：社会経済情勢等の変化を踏まえた財政投融资計画の編成
「○」

○ 政3-2-2:財政投融资対象機関に対する適切な審査

「s 目標達成」

[定性的な測定指標の達成度]

- ・[主要]政3-2-2-B-1：財政投融资対象機関に対する適切な審査「○」

○ 政3-2-3:政策評価の活用

「s 目標達成」

[定性的な測定指標の達成度]

- ・ [主要] 政3-2-3-B-1：政策評価の活用 「○」

○ 政3-2-4: 産業投資を活用した長期リスクマネーの供給

「s 目標達成」

[定性的な測定指標の達成度]

- ・ [主要] 政3-2-4-B-1：産業投資を活用した長期リスクマネーの供給 「○」

○ 政3-2-5: 貸付金の確実な回収とALMの充実等による財務の健全性の確保

「s 目標達成」

[定性的な測定指標の達成度]

- ・ [主要] 政3-2-5-B-1：貸付金の確実な回収とALMの充実等による財務の健全性の確保 「○」

○ 政3-2-6: 財政投融资のディスクロージャーの徹底

「s 目標達成」

[定量的な測定指標の達成度]

- ・ [主要] 政3-2-6-A-1：財政投融资関係の定期的な公表資料の公表状況及び内容の充実 「○」

○ 政3-2-7: 政策コスト分析の充実

「s 目標達成」

[定性的な測定指標の達成度]

- ・ [主要] 政3-2-7-B-1：政策コスト分析の充実 「○」

○ 政3-2-8: 財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実

「s 目標達成」

[定量的な測定指標の達成度]

- ・ [主要] 政3-2-8-A-1：実地監査結果 「○」

(注) 評定の詳細については、政策評価書の「評定の理由」等をご参照ください。

3. 目標設定のための取組

○ 政3-2-1: 社会情勢等の変化を踏まえた財政投融资計画の編成

- (1) 平成27年度財政投融资計画の策定にあたっては、中小企業・小規模事業者や地方公共団体などに必要な資金を適切に供給することとし、我が国経済が緩やかな回復基調にある中、景気の脆弱な部分や地域の諸課題への対応、リスクマネーの供給などに配慮し、メリハリのきいた重点的な資金提供に努めることとしました。

この結果、平成27年度財政投融资計画の規模は、14兆6,215億円（26年度計画比9.6%減）となっています。

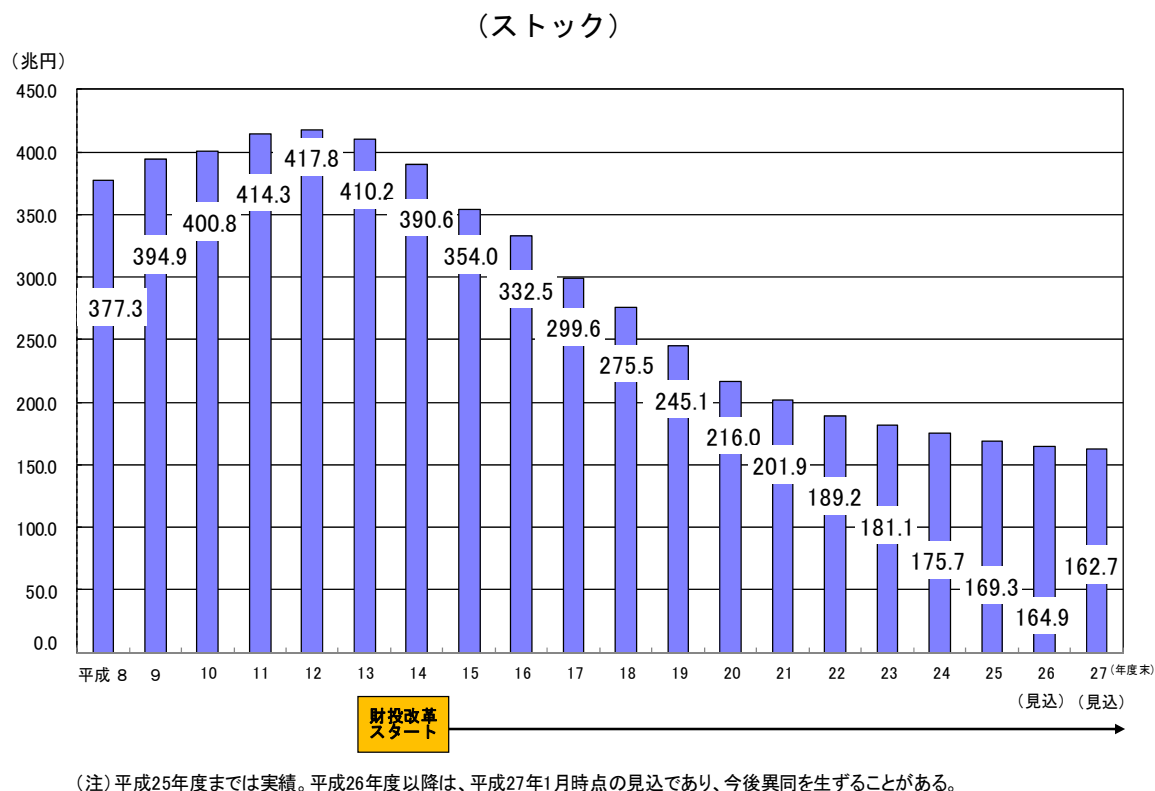
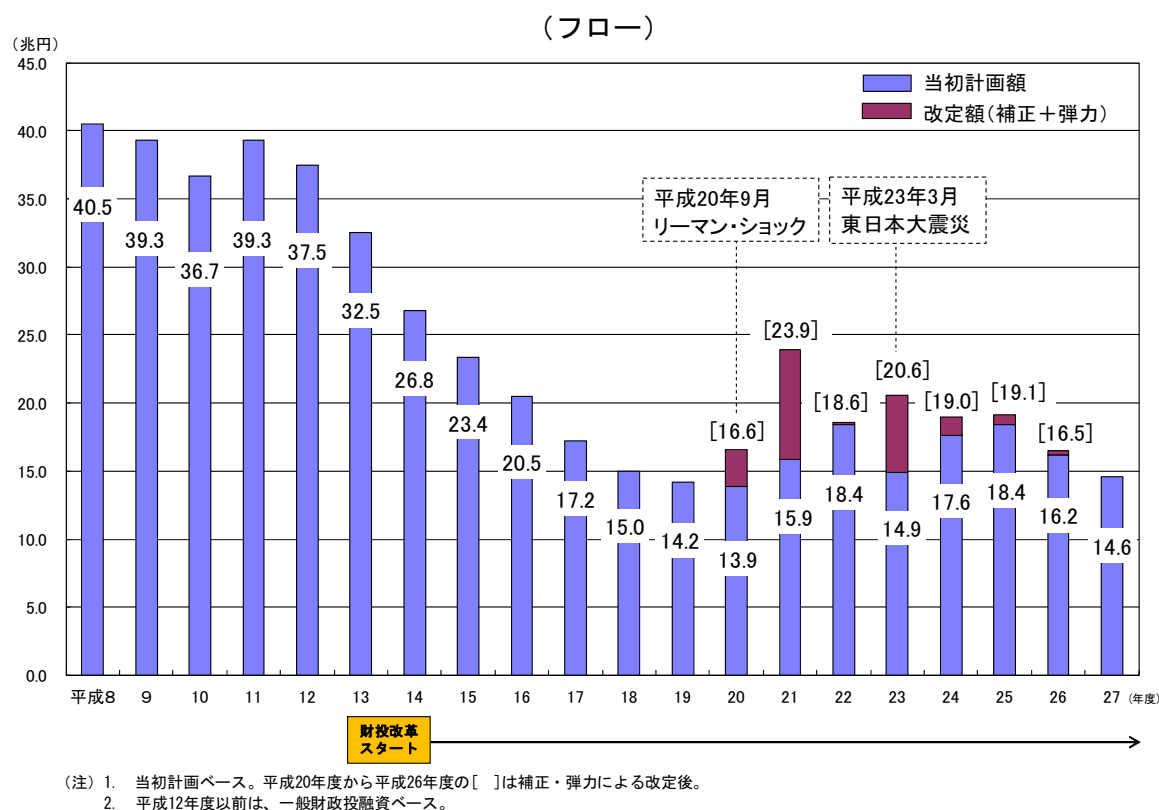
また、財政投融资計画残高については、平成27年度末において162.7兆円（見込）と、平成26年度末見込から2.1兆円減少する見込みであり、また、ピーク時（平成12年度末417.8兆円）の2分の1を下回る水準となっています。

財政融資資金の資金調達に関しては、新たな貸付け及び既往の貸付けの継続に必要な財源として、平成27年度において、財政投融资特別会計国債14兆円の発行を予定しています。なお、財政融資資金の資金繰りのため、財政融資資金証券（用語集P241参照）2兆1,000億円の発行を予定しています。

- (2) 平成26年度においては、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を踏まえ、足下の景気の状態に対応するための中小企業・小規模事業者への支援等を通じ、地域における多様な取組を後押しするため、(株)日本政策金融公庫等4機関に対し、総額1,117億円（財政融資887億円、産業投資230億円）の財政投融资計画の追加（平成27年2月3日予算成立）を行いました。

なお、財政投融资の実行においては、時々の社会経済情勢の変化等の影響を受け、各機関が行う事業の進捗状況や各機関の資金繰り状況などから、結果として実績が計画額を下回ることがあります。

参考指標政3-2-1：財政投融资計画の推移（フロー、ストック）



(出所) 理財局財政投融资総括課資料 (<http://www.mof.go.jp/filp/reference/statistics.html>)

参考指標政3-2-2：財政投融资計画及び実績（機関別）

参考指標政3-2-3：財政投融资計画（機関別）の推移

(単位：億円、%)

区 分	平成25年度 改定後計画	平成25年度 実 績	平成26年度 改定後計画	平成27年度 当初計画
1. 地域活性化支援	76,774	48,600	69,672	63,488
うち(株)日本政策金融公庫	60,825	38,216	52,365	47,610
(国民一般向け業務)	23,050	18,760	22,200	21,300
(中小企業者向け業務)	18,655	11,955	16,605	14,100
(農林水産業者向け業務)	1,800	1,800	2,240	2,390
(危機対応円滑化業務)	16,320	5,594	10,320	8,320
(特定事業等促進円滑化業務)	1,000	107	1,000	1,500
(株)日本政策投資銀行	6,500	5,113	6,500	7,150
沖縄振興開発金融公庫	860	337	850	707
(株)商工組合中央金庫	-	-	135	260
(独)都市再生機構	4,910	4,105	5,561	4,720
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	627	627	557	559
預金保険機構(地域経済活性化支援機構)	-	-	30	70
2. 海外投融资等支援	18,102	14,288	15,369	13,607
うち(株)国際協力銀行	12,600	12,113	8,310	7,500
(独)国際協力機構(有償資金協力業務)	3,844	1,194	4,820	4,366
(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1,158	481	844	729
(株)海外交通・都市開発事業支援機構	-	-	1,095	712
(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構(仮称)	-	-	-	200
(株)海外需要開拓支援機構	500	500	300	100
3. 教育・福祉・医療	14,080	12,891	14,300	13,818
うち(独)日本学生支援機構	8,605	8,487	8,596	7,797
(独)福祉医療機構	4,205	3,323	3,986	4,608
4. 地 方	54,277	50,790	42,920	39,890
地方公共団体	42,577	39,090	36,620	32,690
地方公共団体金融機構	11,700	11,700	6,300	7,200
5. その他の機関	27,738	25,531	22,746	15,412
うち(独)日本高速道路保有・債務返済機構	23,860	23,860	19,400	12,510
(独)住宅金融支援機構	2,640	675	2,280	2,100
合 計	190,971	152,099	165,007	146,215

(出所) 理財局財政投融资総括課調

(注) 平成25年度実績は平成25年度の決算時の見込値である。

参考指標政3-2-4：財政投融资計画（使途別分類）の推移

(単位：億円)

区 分	26年度	27年度
(1) 中小零細企業	35,222	32,422
(2) 農林水産業	3,027	3,693
(3) 教育	11,266	10,286
(4) 福祉・医療	7,401	7,357
(5) 環境	503	609
(6) 産業・イノベーション	4,722	5,063
(7) 住宅	8,352	7,265
(8) 社会資本	15,301	17,005
(9) 海外投融资等	7,220	6,266
(10) その他	24,601	19,643
合計	117,616	109,610

(注) 1. 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において小計及び合計とは合致しないものがある。

2. 本表は計数整理の結果、異同を生ずることがある。

(出所) 理財局財政投融资総括課資料

参考指標政3-2-5：財政投融资計画残高（機関別）

(単位：億円)

区 分	財政投融资計画残高		
	平成26年度末 見 込	平成27年度末 見 込	増 減 (27-26)
1. 地域活性化支援	395,013	399,179	4,166
うち (株)日本政策金融公庫	188,340	190,377	2,037
(国民一般向け業務)	61,135	63,272	2,137
(中小企業者向け業務)	55,807	56,143	336
(農林水産業者向け業務)	20,432	21,047	615
(危機対応円滑化業務)	49,377	46,893	△ 2,484
(特定事業等促進円滑化業務)	1,589	3,023	1,434
(株)日本政策投資銀行	82,657	83,770	1,112
沖縄振興開発金融公庫	5,388	5,265	△ 123
(株)商工組合中央金庫	1,151	1,411	260
(独)都市再生機構	105,674	105,114	△ 560
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	7,416	6,374	△ 1,043
預金保険機構(地域経済活性化支援勘定)	130	200	70
2. 海外投融资等支援	95,266	97,402	2,136
うち (株)国際協力銀行	70,816	69,230	△ 1,587
(独)国際協力機構(有償資金協力業務)	19,766	21,753	1,987
(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構	2,789	3,512	723
(株)海外交通・都市開発事業支援機構	1,095	1,807	712
(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構(仮称)	-	200	200
(株)海外需要開拓支援機構	800	900	100
3. 教育・福祉・医療	97,961	103,123	5,162
うち(独)日本学生支援機構	53,624	56,807	3,182
(独)福祉医療機構	29,778	31,706	1,928
4. 地 方	691,586	690,330	△ 1,257
地方公共団体	608,394	609,942	1,548
地方公共団体金融機構	83,192	80,388	△ 2,804
5. その他の機関	346,766	318,994	△ 27,772
うち(独)日本高速道路保有・債務返済機構	217,638	209,641	△ 7,996
(独)住宅金融支援機構	111,804	92,646	△ 19,158
6. 残高のみの機関等	22,234	18,457	△ 3,777
合 計	1,648,825	1,627,484	△ 21,341

(出所) 理財局財政投融资総括課調

(注) 平成25年度以降は、平成25年12月時点の見込であり、今後異同を生ずることがある。

参考指標政3-2-6：財政融資資金の各機関への融通条件

参考指標政3-2-7：地方公共団体向け財政融資資金の各事業毎の融通条件

機関名	償還期限
エネルギー対策特別会計	13年以内[2年以内]
(株)日本政策金融公庫 (国民一般向け業務)	5年以内。ただし、平成27年度における貸付けのうち5,250億円については、9年以内、400億円については、15年以内。
(株)日本政策金融公庫 (中小企業者向け業務)	5年以内。ただし、①5年経過と金利見直し貸付に係る貸付けについては、5年以内(満期一括償還)とすることができる。②平成27年度における貸付けのうち3,700億円については、10年以内。③挑戦支援資本強化特例制度に係る貸付けについては、10年以内(満期一括償還)
(株)日本政策金融公庫 (農林水産業者向け業務)	20年以内[3年以内]。ただし、平成27年度における貸付けのうち1,580億円については、10年以内
(株)日本政策金融公庫 (危機対応円滑化業務)	20年以内[3年以内]ただし、①指定金融機関(株式会社日本政策金融公庫法(平19法57)第11条第2項に規定する指定金融機関をいう。以下同じ。)への貸付条件を15年以内[3年以内]とする貸付に係る貸付けについては、15年以内[3年以内]。②指定金融機関への貸付条件を10年以内[2年以内]とする貸付に係る貸付けについては、10年以内[2年以内]。③指定金融機関への貸付条件を10年以内(満期一括償還)とする貸付に係る貸付けについては、10年以内(満期一括償還)。④指定金融機関への貸付条件を7年以内[2年以内]とする貸付に係る貸付けについては、7年以内[2年以内]。⑤指定金融機関への貸付条件を7年以内(満期一括償還)とする貸付に係る貸付けについては、7年以内(満期一括償還)。⑥指定金融機関への貸付条件を5年以内[1年以内]とする貸付に係る貸付けについては、5年以内[1年以内]。⑦指定金融機関への貸付条件を5年以内(満期一括償還)とする貸付に係る貸付けについては、5年以内(満期一括償還)
(株)日本政策金融公庫 (特定事業等促進円滑化業務)	①特定事業促進円滑化業務に係る貸付けについては、20年以内[3年以内]。ただし、平成27年度における貸付けのうち200億円については、15年以内[3年以内]、250億円については、10年以内[2年以内]。②事業再編促進円滑化業務に係る貸付けについては、15年以内[3年以内]。ただし、平成27年度における貸付けのうち300億円については、10年以内[2年以内]、500億円については、7年以内[2年以内]。③特定事業促進円滑化業務及び事業再編促進円滑化業務に係る貸付けのうち、15年以内[3年以内]及び10年以内[2年以内]の貸付金額については、共通する償還期限毎に合算した貸付金額の総額の範囲内で増額することができる。ただし、その場合は増額していない業務の貸付金額から同額を減額する。
(独)日本学生支援機構	20年以内。ただし、①学資の返還期間の状況に応じて、15年以内[1年以内]とすることができる。②当年度中に学資の貸与期間が終了しないものに対する貸与に係る貸付けについては、5年以内[1年以内]
地方公共団体	25年以内[5年以内]。ただし、特に必要と認められるものについては、償還期限を40年まで延長することができる。
(株)日本政策投資銀行	15年以内[3年以内]。ただし、平成27年度における貸付けのうち1,800億円については、20年以内[3年以内]。

(出所) 平成27年度財政融資資金融通条件(平成27年1月13日財政投融資分科会提出資料)

(注) 1. [] 内は据置期間

2. 上記は全機関の一部を例示したものであり、詳細については、財務省HP
(http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/proceedings/material/zaitoa270113/1-3.pdf) 参照。

参考指標政3-2-8：財投債の種類別発行予定額の推移

(収入金ベース、単位：億円)

区 分	26年度	27年度
市中消化		
40年債	-	400
30年債	1,600	1,000
20年債	8,000	6,200
15年変動利付債	-	-
10年債	39,600	22,000
10年物価連動債	-	-
5年債	57,600	56,600
2年債	53,200	53,800
合 計	160,000	140,000

(参照) 「財政投融資リポート2014」(平成26年8月
理 財 局 財 政 投 融 資 総 括 課)
(http://www.mof.go.jp/filp/publication/filp_report/zaito2014/index.html)

参考指標政3-2-9：財投債の発行年度別償還年次表

(単位：億円)

区 分	26年度発行分	27年度発行分	計
平成 28 年度	53,185	-	200,369
29	-	53,800	135,061
30	799	-	66,474
31	56,771	-	109,323
32	-	56,600	91,162
33	-	-	59,238
34	-	-	52,490
35	601	-	43,697
36	38,974	-	55,721
37	-	22,000	35,686
38	-	-	20,162
39	-	-	12,039
40	-	-	12,024
41	-	-	12,669
42	-	-	15,383
43	-	-	11,132
44	-	-	8,509
45	199	-	8,986
46	7,778	-	11,722
47	-	6,200	8,810
48	-	-	4,377
49	-	-	2,125
50	-	-	1,005
51	-	-	190
52	-	-	1,213
53	-	-	1,085
54	-	-	201
55	-	-	1,088
56	1,601	-	1,601
57	-	1,000	1,000
58	-	-	-
59	-	-	-
60	-	-	-
61	-	-	-
62	-	-	-
63	-	-	-
64	-	-	-
65	-	-	-
66	-	-	-
67	-	400	400
合 計	159,912	140,000	984,958

(参照) 財政法第28条等による予算参考書 (<http://www.bb.mof.go.jp/server/2014/dlpdf/DL201414001.pdf>)

(注) 本表は、平成26年度末現在高見込額についての償還年次表である。

参考指標政3-2-10：財投機関債（用語集P241参照）の発行予定額の推移

(単位:億円)

機 関 名	金 額	
	26年度	27年度
独立行政法人住宅金融支援機構	20,720	28,944
株式会社日本政策投資銀行	4,000	4,000
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	5,200	3,300
株式会社日本政策金融公庫	3,200	3,000
株式会社商工組合中央金庫	2,402	2,645
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,630	1,480
独立行政法人日本学生支援機構	1,800	1,200
独立行政法人都市再生機構	800	700
独立行政法人国際協力機構	800	600
新関西国際空港株式会社	372	376
株式会社国際協力銀行	200	200
独立行政法人福祉医療機構	200	200
沖縄振興開発金融公庫	100	100
独立行政法人水資源機構	60	60
独立行政法人国立大学財務・経営センター	50	50
中部国際空港株式会社	127	－
独立行政法人国立病院機構	50	－
独立行政法人地域医療機能推進機構	50	－
合 計	41,761	46,855
うち 普 通 社 債	22,911	23,144
資 産 担 保 証 券	18,700	23,711

(出所) 理財局財政投融資総括課資料 (<http://www.mof.go.jp/filp/plan/fy2014/20131224.htm>)

(注) 各年度の金額は、財政投融資当初計画策定時の予定額である。

○ 政3-2-2：財政投融資対象機関に対する適切な審査

(1) 平成27年度財政投融資計画要求の審査にあたっては、民需主導の経済成長の達成に真に必要な資金需要に的確に対応することとし、政府として支援するにふさわしい分野かといった政策的必要性、民間金融機関では対応が困難かといった民業補完性、採算性がある回収が見込めるかといった償還確実性等の審査により、対象事業の重点化・効率化を図りました。

(2) 各分野別について見ると、以下のとおりです。

イ 地域活性化支援については、(株)日本政策金融公庫において、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援、事業承継や創業支援等の地域活性化に資する取組や海外展開・拠点再編等の取組の支援等を行うこととしているほか、(株)日本政策投資銀行において、企業の成長に向けた積極的な取組を支援するため、成長マネーの供給機能の強化等を行うこととし、これらのために必要な資金需要に的確に対応することとしました。

ロ 海外投融資等支援については、(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構において、資源・エネルギーの安価かつ安定的な確保の推進のため、天然ガス、石炭、地熱及び金属鉱物に係る探鉱・開発事業等に対する支援を行うこととしているほか、(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構を官民拠出により設立し、海外の通信・放送・郵便事業に対し、事業参画・出資を行うことにより、当該事業に係るインフラ輸出を促進することとし、これらのために必要な資金需要に的確に対応するこ

としました。

ハ 教育・福祉・医療については、(独)日本学生支援機構において、有利子貸与事業の充実を図ることとしているほか、(独)福祉医療機構において、福祉医療サービスの基盤強化を行うこととし、これらのために必要な資金需要に的確に対応することとしました。

ニ 地方公共団体向けについては、地方税収の増加に伴う臨時財政対策債の減少等により地方債計画の規模が縮小する中で、地方公共団体の円滑な資金調達に貢献する観点から、必要な資金需要に的確に対応することとしました。

○ 政3-2-3: 政策評価の活用

各省庁・機関においては、財政投融资計画要求を行うに当たり、要求内容について事前に自ら政策評価を行い、要求に際して自己の政策評価の結果を合わせて提出することとしており、平成27年度財政投融资計画要求の審査を行うにあたっては、それらを積極的に活用しました。また、審査における政策評価の活用事例については、財務省ホームページに掲載し公表しました。

○ 政3-2-4: 産業投資を活用した長期リスクマネーの供給

平成27年度財政投融资計画における産業投資については、戦略性・政策性の高い分野に重点化を図り、リスクマネーを民間資金の呼び水として供給することとしました。なお、出資に際しては、的確な執行を担保する観点から、事業の進捗等を踏まえたうえで実行しております。

また、出資者として、「官民ファンドの運営に係るガイドライン」（平成25年9月27日関係閣僚会議決定）を踏まえ、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、官民ファンドに対し、投資内容及び投資実行後の状況等についての適時適切な報告など、ガバナンスの強化を求めました。

○ 政3-2-5: 貸付金の確実な回収とALMの充実等による財務の健全性の確保]

財政投融资対象機関に対する既往の貸付金について、適切なモニタリングを行いつつ、約定通りの確実な回収を行いました。

貸付金の回収が主に均等償還型であるのに対し、財投債（用語集P241参照）及び預託金の償還が満期一括型となっているため、今後の各期間における資産及び負債の満期額の差（マチュリティギャップ）が存在することから、一定の金利変動リスクは引き続き残っており、ALM（用語集P245参照）の観点からはデュレーションギャップの水準を最小化しつつ、マチュリティギャップを縮小することが課題となっています。

また、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金については、平成20年度以降、一般会計の厳しい財政事情に鑑み、特例法（「平成二十年度における財政運営のため

の財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律」、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律」、「平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」、「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」)を定め、臨時的・特例的に一般会計へ繰り入れるとともに、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)の規定により、復興財源として国債整理基金特別会計へ繰り入れています。平成27年度当初予算においても、復興財源に貢献するため、5,500億円を国債整理基金特別会計へ繰り入れることとしています。その結果、金利変動に対する対応余力が著しく低下しているため、財務の健全性確保が必要となっています。

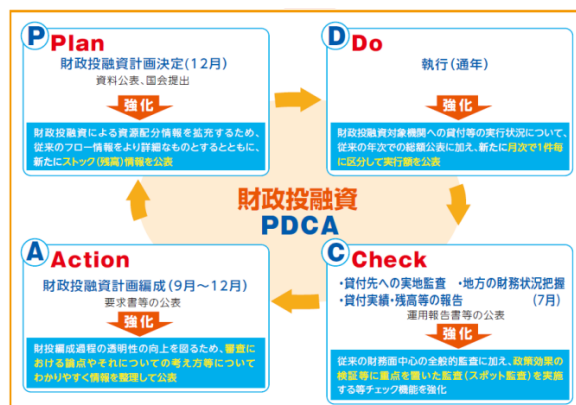
これらを踏まえ、財務の健全性を確保する観点から、金利スワップ取引(用語集P240参照)や財投債の買入消却(用語集P239参照)の実施等を通じて金利変動リスクを低減することにより、適切なALMに取り組みました。

○ 政3-2-6: 財政投融资のディスクロージャーの徹底

財政投融资について、国民の理解を深め、その運営についてのチェックを容易にする観点から、PDCAの各段階において、よりわかりやすい情報発信を行い透明性の向上を推進してきたところです。

平成26年度においても、①財政投融资計画決定時における、財投機関別の残高見込を記載した「財政投融资計画残高見込」、詳細なフロー情報を記載した「財政投融资計画の機関別事業計画・資金計画」、重点分野をわかりやすく説明した「補足説明資料」の公表(Plan)、②財政投融资の貸付けなどの実行状況の月次別・一件別の公表(Do)、③政策効果の検証などに重点を置いた監査(スポット監査)の実施(Check)、④編成過程における審査の論点や審査当局の考え方についてわかりやすく整理した情報の公表(Action)、などに取り組みました。

「財政投融资リポート」や、財政融資資金の月々の資産・負債の概要を示している「財政融資資金月報」は、より多くの方がより手軽にアクセスできるよう、財務省ホームページ(<http://www.mof.go.jp/filp/publication/index.html>)に掲載しました。(参考)



(出所) 「財政投融资リポート2014」(平成26年8月 理財局財政投融资総括課)
(http://www.mof.go.jp/filp/publication/filp_report/zaito2013/index.html)

定量的な測定指標 政 3-2-6-A-1: 財政投融资関係の定期的な公表資料の公表状況及び内容の充実

年度	作成 頻度	平成 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	達成度
財政投融资レポート	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	○
	年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
FILP REPORT	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
	年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
財政投融资レポート（別冊）	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
	年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
FILP REPORT (Extension Volume)	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
	年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
財政金融統計月報	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
	年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
財政融資資金現在高	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
産業投資現在高	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
財政融資資金預託金利・貸付金利	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
前年度財政融資資金運用報告書	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
	年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
翌年度財政投融资計画要求	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
	年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
翌年度財政投融资計画	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
	年1回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
財政投融资計画月別実行状況	目標値	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	
	月1回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
財政投融资レポートの内容の充実に向けた取組 （トピック等を解説するコラム）		実績値 10/10	実績値 10/10	実績値 13/13	実績値 13/13	実績値 15/13	

(出所) 理財局財政投融资総括課調

参考指標 政 3-2-11: 財政投融资に関するホームページへのアクセス件数の推移

(単位: 件)

	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
アクセス件数	165,774	104,752	154,383	126,243	134,576

(出所) 理財局財政投融资総括課調

(注) 平成23年度実績値が減少した主な要因として、平成23年3月の財務省ホームページのリニューアルの際に、掲載期間を設定し、掲載から一定期間が経過したページを削除したことが考えられる。

参考指標政3-2-12：財政投融资特別会計財政融資資金勘定の損益計算書・貸借対照表

■損益計算書 (単位：億円)						■貸借対照表 (単位：億円)					
損失			利益			借 方			貸 方		
科目	平成24年度	平成25年度	科目	平成24年度	平成25年度	科目	平成24年度末	平成25年度末	科目	平成24年度末	平成25年度末
諸支出金	4,688	4,472	資金運用収入	25,488	22,968	現金預金	758	1,600	預託金	450,429	413,816
事務取扱費	51	47	雑収入等	85	26	有価証券	102,367	58,570	公債等	1,096,553	1,045,763
公債金利子等	14,520	13,856				貸付金	1,449,035	1,402,545	金利変動準備金	2,324	1,671
本年度利益	6,314	4,619				未収収益等	3,460	3,153	本年度利益	6,314	4,619
合計	25,573	22,994	合計	25,573	22,994	合計	1,555,620	1,465,868	合計	1,555,620	1,465,868

(参照) 「財政投融资レポート2014」 (平成26年 8 月 理財局財政投融资総括課)

(http://www.mof.go.jp/filp/publication/filp_report/zaito2014/index.html)

参考指標政3-2-13：財政融資資金の保有有価証券の期末残高の推移

(単位：億円[構成比：%])		
区分	平成24年度末	平成25年度末
国債	75,209 [73.5]	49,529 [84.6]
特別法人債券	24,542 [24.0]	6,425 [11.0]
外国債	400 [0.4]	400 [0.7]
信託受益権等	2,216 [2.2]	2,216 [3.8]
合計	102,367 [100.0]	58,570 [100.0]

(参照) 「財政投融资レポート2014」 (平成26年 8 月 理財局財政投融资総括課)

(http://www.mof.go.jp/filp/publication/filp_report/zaito2014/index.html)

参考指標政3-2-14：財政融資資金の保有有価証券の残存期間別残高の推移

(単位：億円)		
区分	平成24年度末	平成25年度末
1年以下	89,714	55,953
1年超2年以下	10,037	—
2年超3年以下	—	400
3年超4年以下	400	250
4年超5年以下	250	1,966
5年超6年以下	1,966	—
合計	102,367	58,570

(参照) 「財政投融资レポート2014」 (平成26年 8 月 理財局財政投融资総括課)

(http://www.mof.go.jp/filp/publication/filp_report/zaito2014/index.html)

参考指標政3-2-15：財政融資資金の預託者別期末残高の推移

(単位：億円[構成比：%])

区分	平成24年度末	平成25年度末
労働保険特別会計	133,625 [29.7]	134,203 [32.4]
外国為替資金特別会計	147,566 [32.8]	112,419 [27.2]
年金特別会計	65,452 [14.5]	62,113 [15.0]
共済組合	41,668 [9.3]	41,213 [10.0]
株式会社日本政策金融公庫	30,730 [6.8]	28,448 [6.9]
地震再保険特別会計	9,279 [2.1]	10,335 [2.5]
貿易再保険特別会計	8,152 [1.8]	8,837 [2.1]
雇用安定資金	2,959 [0.7]	4,731 [1.1]
自動車安全特別会計	2,928 [0.7]	2,854 [0.7]
貨幣回収準備資金	2,130 [0.5]	2,520 [0.6]
その他	5,941 [1.3]	6,143 [1.5]
合計	450,429 [100.0]	413,816 [100.0]

(参照) 「財政投融资リポート2014」 (平成26年 8月 理財局財政投融资総括課)
http://www.mof.go.jp/filp/publication/filp_report/zaito2014/index.html

参考指標政 3-2-16：財政融資資金の預託金の残存期間別残高の推移

(単位：億円)

区分	平成24年度末	平成25年度末
1年未満	217,242	210,661
1年以上2年未満	52,588	59,693
2年以上3年未満	45,674	21,554
3年以上4年未満	21,248	22,333
4年以上5年未満	22,173	12,552
5年以上6年未満	12,507	7,289
6年以上7年未満	7,289	9,067
7年以上	71,708	70,666
合計	450,429	413,816

(参照) 「財政投融资リポート2014」 (平成26年 8月 理財局財政投融资総括課)
http://www.mof.go.jp/filp/publication/filp_report/zaito2014/index.html

参考指標政 3-2-17：財政投融资特別会計財政融資資金勘定の資金運用・調達における平均残高の推移

(単位：億円)

区分	平成24年度	平成25年度
資金運用	1,591,116	1,524,964
うち貸付金	1,482,901	1,424,859
うち有価証券 (注)	105,988	98,958
資金調達	1,578,272	1,516,168
うち預託金	458,537	450,699
うち公債金	1,119,735	1,065,469

(参照) 「財政投融资リポート2014」 (平成26年 8 月 理財局財政投融资総括課)
(http://www.mof.go.jp/filp/publication/filp_report/zaito2014/index.html)

(注) 有価証券には購入証券経過利子を含みます。

参考指標政3-2-18：財政投融资特別会計投資勘定の損益計算書・貸借対照表

■損益計算書					■貸借対照表						
(単位：億円)					(単位：億円)						
損失			利益		借方			貸方			
科目	平成24年度	平成25年度	科目	平成24年度	平成25年度	科目	平成24年度末	平成25年度末	科目	平成24年度末	平成25年度末
事務取扱費	1	1	貸付金利息	0	0	現金預金	2,311	2,376	資本	28,272	28,272
出資金償却損	153	1	配当金・納付金	5,188	8,426	貸付金	1,106	1,139	利益積立金	20,483	20,017
雑損等		6,500	株式処分益	-	1,405	土地等	12	12	本年度利益	1,537	3,332
本年度利益	1,537	3,332	預託金利子等	3	2	出資金	102,192	116,612	出資金評価差益	55,329	68,519
合計	5,192	9,834	合計	5,192	9,834	合計	105,621	120,139	合計	105,621	120,139

(参照) 「財政投融资リポート2014」 (平成26年 8 月 理財局財政投融资総括課)
(http://www.mof.go.jp/filp/publication/filp_report/zaito2014/index.html)

○ 政 3-2-7: 政策コスト分析の充実

政策コスト分析（用語集P242参照）については、財政融資を活用している事業について、財政融資対象の全機関が一定の前提条件を設定して試算したものを取りまとめ、その結果を公表しました。また、財政投融资計画編成時において、償還確実性の確認に活用しました。

分析手法については、①前提金利の変化による影響等を排除した、平成25年度から平成26年度にかけての実質的な政策コストの増減額の試算、②投入時点別政策コスト内訳（前年度末までに既に投入された出資金等による利払軽減効果と今年度以降に見込まれる政策コストを切り分け）、③感応度分析（金利や事業収入等の前提条件の一部が変化した場合に、政策コストがどれだけ増減するかを試算したもの）を公表しました。

さらに、政策コスト分析をより国民に分かりやすくするため、政策コストの構成要素をグラフ化するなど、公表資料の内容を充実しました。

政策コスト分析の詳細は「財政投融资リポート2014別冊・財政投融资対象事業に関する政策コスト分析（平成26年度）」に掲載しております。

(http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_filp/report/zaitoa260725.htm)

参考指標政3-2-19：政策コスト分析

(単位：億円)

機 関 名	政策コスト (26年度)	① 分析期首までに投入された出資金等の機会費用分		② 分析期間中に新たに見込まれる政策コスト
(株) 日本政策金融公庫	9,949	13,284	▲ 3,336	
(株) 国際協力銀行	738	5,035	▲ 4,297	
(独) 国際協力機構	5,452	40,215	▲ 34,763	
(独) 住宅金融支援機構	761	38	723	
(独) 都市再生機構	▲ 22,257	5,051	▲ 27,308	
(独) 水資源機構	846	38	808	
地方公共団体金融機構	▲ 3,320	—	▲ 3,320	
(独) 国立病院機構	1,719	716	1,003	
(独) 国立がん研究センター	366	328	38	
(独) 地域医療機能推進機構	▲ 600	298	▲ 898	
(独) 日本学生支援機構	1,987	0	1,987	
(独) 森林総合研究所	6,631	5,306	1,325	
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	18,650	18,303	347	
中部国際空港 (株)	▲ 384	209	▲ 594	
(株) 日本政策投資銀行	▲ 4,340	504	▲ 4,844	
その他 9 機関	36	1,715	▲ 1,679	

(出所) 「財政投融资リポート2014別冊・財政投融资対象事業に関する政策コスト分析（平成26年度）」
(平成26年 8 月 理財局財政投融资総括課)
(http://www.mof.go.jp/filp/reference/policy_cost_analysis/bunsekih26.htm)

(注) マイナス(▲)の政策コストは、分析期間全体を通じて、国への納付金・配当金等の現在価値の合計が、国から投入される補助金等と出資金等の機会費用の現在価値の合計を上回ることを示しています。

○ 政3-2-8: 財政投融资対象機関に対するチェック機能の充実

- (1) 平成26年度の独立行政法人等に対する実地監査については、官民ファンドの(株)農林漁業成長産業化支援機構をはじめ6機関(対当初計画比100%)に対して監査を実施しました。このうち、従来の監査に加えて平成22年度から実施している政策効果の検証等特定の事項に重点を置いて実施する実地監査(スポット監査)は1機関に対して実施しました。

実地監査の結果については、財政投融资計画編成作業の審査に活用し、各機関の事務・事業の見直しに結びつけていくこととしています。

また、地方公共団体に対する実地監査については、公営企業の経営状況の実態把握に重点を置き、277の地方公共団体(対当初計画比99.6%)、428の公営企業(対当初計画比99.8%)に対して監査を実施しました。地方公共団体及び公営企業の計画が未達成となったのは、会計検査院検査の日程と重複した監査先につき、監査先の事務負担を考慮して年度内の実施を見合わせたものがあるためです。

平成26年度からは、地方公営企業の収支計画の把握による中長期的な債務償還能力の分析・評価等の実施や、実地監査の確認事項や着眼点等を示したマニュアル(実地監査実務指針)の公表により、監査先の自主的改善や監査業務の効率化を促進するなど実地監査の充実を図りました。

実地監査の結果及び反映状況等については、財政制度等審議会財政投融资分科会に報告の上、公表しています。

- (2) 地方向け財政融資資金の融資審査の充実を図る観点から、平成17年度以降、財務状況把握を実施しており、平成26年度は、モニタリングを行った1,789の地方公共団体のうち、336の地方公共団体に対してヒアリングを行いました。

市区町村については、その結果を分りやすく示す文書を作成した上で、財務の健全化に向けたアドバイス(情報提供等)を行いました。また、平成26年度よりヒアリングを実施している都道府県についても、ヒアリング実績を積み重ね、都道府県向け財務状況把握の枠組みの構築を図ることとしています。

財務状況把握の結果については、財政制度等審議会財政投融资分科会に報告の上、公表しています。

定量的な測定指標 政3-2-8-A-1:実地監査結果

独立行政法人等		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	達成度
	目標値(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	計画件数	5(1)	11(5)	5(0)	7(2)	6(1)	
	実績件数	5(1)	11(5)	5(0)	7(2)	6(1)	
	実績(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	○
地方公共団体等		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	達成度
地方公共団体	目標値(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	計画件数	324	302	303	328	278	
	実施件数	326	301	304	326	277	
	実績(%)	100.6	99.7	100.3	99.4	99.6	○
公営企業	目標値(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
	計画件数	626	518	482	564	429	
	実施件数	620	513	484	564	428	
	実績(%)	99.0	99.0	100.4	100.0	99.8	○

(出所) 理財局管理課調

(注1) 独立行政法人等については、事務年度(7月から翌年6月までの期間)ベースで計上しており、
()書きについては、政策効果の検証等特定の事項に重点をおいて実施する実地監査(スポット監査)の件数であり内数。

(注2) 公営企業数は、経営状況把握を実施した公営企業数。

政策目標 6－2：開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

1. 政策目標の内容

自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困の問題や気候変動等の地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことを通じて、世界経済の中で大きな地位を占める我が国が主体的な役割を果たすことが求められています。こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（JICA）の有償資金協力（JBIC）や国際協力銀行による支援については、開発途上国の経済発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。

2. 評価の概要

(1) 政策目標の評価

「S 目標達成」

(2) 施策の評価

○政6-2-1：ODA等の効率的・戦略的な活用

「S 目標達成」

○政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））、国際協力銀行（JBIC）業務、国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援

「S 目標達成」

〔定性的な測定指標の達成度〕

- ・ [主要] 政6-2-2-B-1: 国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援への参画 「○」
- ・ [主要] 政6-2-2-B-2: 地球環境保全に向けた議論への参画 「○」

○政6-2-3：債務問題への取組

「S 目標達成」

〔定性的な測定指標の達成度〕

- ・ [主要] 政6-2-3-B-1: 債務に関する諸問題についての議論への参画 「○」

○政6-2-4：知的支援

「S 目標達成」

〔定量的な測定指標の達成度〕

- ・〔主要〕政6-1-4-A -1: 知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度 「○」

(注) 評定の詳細については、政策評価書の「評定の理由」をご参照ください。

3. 目標達成のための取組（施策ごとの内容）

○ 政6-2-1：ODA等の効率的・戦略的な活用]

(1) 有償資金協力、技術協力、無償資金協力の連携による二国間ODAの一層の効率的・戦略的实施

昨今、そのためにODAについて省庁の垣根を越えた議論の場が不可欠であるところ、我が国の海外経済協力に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るため、内閣官房長官を議長とし、財務大臣、外務大臣、経済産業大臣等を構成員とする「経協インフラ戦略会議」が平成25年3月に設置されました。平成27年3月末時点で17回の開催を数える同会議では、有償資金協力・技術協力・無償資金協力の連携によるODAの面的な活用を省庁横断的に議論するとともに、特に重点的に推進していくべき案件について、情報共有を図っています。また、開発事業の効果発現を促進するとともに、迅速な事業実施を求める借入国の要望に応えるべく、以前より取り組んできた円借款（用語集P239参照）の迅速化について、平成26年6月に更なる施策を公表しました。さらに、有償資金協力学候補案件に関する事前調査や、有償資金協力案件に携わる専門家の研修・派遣等を行う「有償勘定技術支援」の規模を平成27年度に拡大することに伴い、有償勘定技術支援を活用する案件について、関係省庁・機関の間で情報を共有し、有償資金協力と技術協力の積極的な連携に取り組んでいます。

(2) MDBsと我が国ODA関係機関との政策対話の実施

ODAの効果や効率性を高めるには、国内の関係機関だけではなく、世界銀行等のMDBs（用語集P247参照）との協調が重要です。そうした観点から、特定の国や地域等をテーマとして、MDBsと我が国ODA関係機関が集まり、政策対話を実施しました。

＜平成26年度に実施された世界銀行との主な政策対話の実績＞

イ 世界銀行東アジア局との政策対話（平成27年1月）

参加者：世界銀行、財務省、外務省、JICA

議題：世界銀行の東アジア地域戦略、東アジア地域における防災・インフラ支援等

(3) NGOや民間企業等との連携

途上国の開発を進めるに当たっては、NGOの果たす役割も重要です。財務省は、NGOと定期的な協議会の場を設けており、平成26年度は2回開催しました。

途上国の開発を進めるためには、公的セクターだけでなく、開発に寄与する経済活動を行う民間セクターの関与を促していくことが重要であり、その一環として、途上国に存在する莫大なインフラ需要に民間のノウハウと資金を活用しながら応えていくべく、PPP

(Public Private Partnership) 方式によるインフラ整備を促進するために、平成26年11月、「PPPインフラ信用補完スタンド・バイ借款」の制度を導入しました。

参考指標政 6-2-1：開発途上国に対する資金の流れ

開発途上国に対する資金の流れ (百万ドル)

	21年	22年	23年	24年	25年
ODA	9,467	11,021	10,831	10,605	11,582
ODA以外の政府資金(OOF)	8,237	3,662	2,905	5,393	1,286
民間資金	27,217	32,837	47,594	32,494	45,133
非営利団体による贈与	533	692	497	487	458
総計	45,454	48,213	61,828	48,977	58,459

(出所) 財務省ホームページ「開発途上国に対する資金の流れ」

(http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/financial_flows_to_developing_countries/index.htm)

(注) DACにおいて現在では開発途上国として分類されない国(卒業国)向けの資金の流れの一部を除く。

(参考) 平成23年から平成25年における日本の開発途上国に対する資金の流れ

				平成23年	平成24年	平成25年	
経済協力総額	ODA	二国間	贈与	無償資金協力	5,033	3,117	7,032
				技術協力	3,534	3,641	2,804
			政府貸付等	-1,624	-356	-1,224	
		国際機関に対する出資・拠出等	3,888	4,202	2,970		
		ODA計	10,831	10,605	11,582		
	OOF	輸出信用（1年超）	-622	-623	-441		
		直接投資金融等	3,889	6,829	1,946		
		国際機関に対する融資等	-362	-813	-219		
		OOF計	2,905	5,393	1,286		
	民間資金	輸出信用（1年超）	1,853	-3,951	3,271		
		直接投資等	40,315	31,215	38,715		
		その他二国間証券投資等	5,844	6,470	4,859		
		国際機関に対する融資等	-419	-1,241	-1,712		
民間資金計		47,594	32,494	45,133			
非営利団体による贈与				497	487	458	
資金の流れ総計				61,828	48,977	58,459	

ネットベース、単位：百万ドル

ネットベース、単位：百万ドル

(出所) 財務省ホームページ「開発途上国に対する資金の流れ」

(http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/financial_flows_to_developing_countries/index.htm)

(注) DACにおいて現在では開発途上国として分類されない国（卒業国）向けの資金の流れを除く。

○ 政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））、国際協力銀行（JBIC）業務、
国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援]

(1) 有償資金協力（国際協力機構（JICA））、国際協力銀行（JBIC）業務

イ JICA円借款業務

開発途上国に対して、ODA資金として、長期・低利で開発に要する資金を提供する円借款に関しては、無償資金協力・技術協力と共に、国際協力機構（JICA）の下において、一元的に実施されており、援助効果の促進に努めています。また、個別の案件の承認前の事前審査で、債務の持続性や開発効果の発現について慎重に検討しており、円借款の質の向上に貢献しております。

(イ) JICA円借款の供与実績

平成26年度の円借款業務は、アジア地域を中心に、全体で8,280億円の円借款供与を決定しました。円借款供与は、日本再興戦略等の趣旨も踏まえ、日本の優れた技術・ノウハウをできるだけ活用しつつ、アジアを始めとする開発途上国の経済開発等を支援できるよう取り組みました。アジア地域に対する円借款供与額は約6,241億円で、円借款供与総額の約75%であり、主な供与国は、バングラデシュ、インド、ベトナム、ウズベキスタン及びミャンマーでした。

また、円借款は途上国で発生した様々な問題への対応策としても活用されており、平成26年度は、政治的混乱を背景に厳しい財政状況に直面したウクライナに対して、G7等の場での議論も踏まえ、円借款を中心とした支援策を取りまとめ、危機の収束に貢献しました。また、長引く紛争によって不安定化している中東地域への取組として、イラクやヨルダン等4か国に対する円借款を含む支援策の取りまとめに貢献しました。

(ロ) MDBsとの協調融資

我が国は、世界銀行やアフリカ開発銀行等のMDBsとの協調融資を行っており、民間セクター開発等の分野へ支援を行っています。

① EPSAイニシアティブ

アフリカにおける民間主導の経済成長を実現することを目的として、我が国がアフリカ開発銀行との共同イニシアティブとして発表した、EPSA(エプサ：Enhanced Private Sector Assistance for Africa)の枠組みの下、平成26年度はカメルーンに対する円借款のほか、アフリカ開発銀行を通じた民間セクター向け円借款（ノン・ソブリン融資）を供与しました。

今後も、EPSAの枠組みを活用したアフリカの民間セクター開発、投資・貿易促進を図り、アフリカの成長を後押ししていきます。

② IDB協調融資スキーム（CORE）

中米カリブ地域における気候変動対策の促進のため、省エネルギー・再生可能エネルギー分野に関して米州開発銀行（IDB）と協調融資を行う枠組CORE（コア：Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency）の下、平成26年度は、ホンジュラスに対する円借款を供与しました。

今後も、COREの枠組みの下、日本の優れた環境技術を活用しつつ、中米カリブ地域の気候変動対策に貢献していきます。

参考指標政6-2-2：円借款実施状況

円借款実績の推移

(単位：億円、件数)

	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
金 額	4,716	10,622	12,265	11,412	8,280
件 数	34	68	53	57	44

(出所) 国際局開発政策課（参事官室）調

(注1) 数字はE/Nベース（債務救済を含まない）。

(注2) 平成26年度、国際開発協会（IDA）に対する円借款「国際開発協会第17次増資のための借款」1,903億8,645万円を含めた場合の金額及び件数は約1兆184億円、45件。

円借款実施状況（地域別）の推移

(金額単位：億円、シェア：%)

	平成22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア
アジア	3,110	65.9	8,478	79.8	10,548	86.0	8,397	73.6	5,254	63.5
ASEAN	2,052	43.5	4,345	40.9	4,791	39.1	4,396	38.5	2,671	32.3
中央アジア・コーカサス	338	7.2	181	1.7	—	—	349	3.1	987	11.9
中東・北アフリカ	421	8.9	943	8.9	901	7.3	1,139	10.0	746	9.0
サブサハラ	508	10.8	161	1.5	472	3.8	614	5.4	789	9.5
中南米	339	7.2	576	5.4	211	1.7	855	7.5	405	4.9
大洋州	—	—	—	—	133	1.1	—	—	—	—
欧州	—	—	283	2.7	—	—	59	0.5	100	1.2
合計	4,716	100.0	10,622	100.0	12,265	100.0	11,412	100.0	8,280	100.0

(出所) 国際局開発政策課（参事官室）調

(注1) 数字はE/Nベース（債務救済を含まない）。

(注2) 地域分類は外務省による。

(注3) アフリカ開発銀行はサブサハラに分類。

ロ JICA海外投融資業務

JICAの海外投融資は、開発途上国において、民間企業等が行う開発効果の高い事業であり、かつ、一般の金融機関だけでの対応が困難な場合に、「出資」と「融資」という2つの資金面から支えるものです。平成26年度は、開発効果の高い案件の着実な実施、実施体制や案件選択の方法等について随時レビュー等に努め、平成26年4月には、ミャンマーティラワ経済特区開発事業、同年11月に中南米省エネ・再生可能エ

エネルギー事業を対象とした融資契約に調印する等の実績をあげています。

ハ JBIC業務

国際協力銀行（JBIC）業務に関しては、民業補完の原則の下、我が国にとって重要な資源の海外における開発・取得の促進や我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする事業の促進、国際金融秩序の混乱への対処に努めているところです。平成26年度のJBIC出融資および保証の承諾額合計は3兆2,494億円で、対前年度比で1兆432億円（47%）増加しています。また日本企業の海外展開を推進する施策である「海外展開支援融資ファシリティ」は、平成27年3月末時点で254件、約389億ドルの融資承諾実績をあげています。

JBIC業務のうち、開発途上国等による事業や、当該国の国際収支の均衡等のために融資を行う「事業開発等金融」においては、平成27年1月、ミャンマーにおいて民間プロジェクト促進のための会社設立に関する株主間契約を締結しました。JBICは本会社を通じて、ミャンマーにおける案件形成の初期段階からの支援を推進すると共に、ミャンマーと日本の経済関係の一層の深化・発展に貢献します。また平成27年3月には、国際金融公社（IFC）とその子会社が組成・運営する、開発途上国の金融機関への投資を行うファンドであるIFC Financial Institutions Growth Fund（FIGファンド）に対する出資契約に調印しました。JBICは、FIGファンドを通じて、途上国金融機関の信用不安を未然に防ぎ、国際的金融秩序の安定化に貢献します。。

また、トルコ、チュニジア、インドの各政府等が日本市場で円建ての国債、いわゆるサムライ債（用語集P242参照）を発行する際、これを円滑に行えるようJBICが支援を行い、平成26年度のJBICによる保証を通じたサムライ債の発行額は1,700億円となりました。

参考指標政6-2-3：JBICによる出融資等実施状況（国際協力銀行業務）

出融資および保証承諾状況

（承諾ベース、単位：億円、件数）

	平成22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
融 資	104	11,079	130	13,658	213	38,634	212	18,996	251	29,042
輸出金融	35	1,512	40	2,079	40	1,267	33	1,263	49	4,064
輸入金融	1	1,695	3	1,726	4	3,043	5	563	－	－
投資金融	60	7,103	84	9,620	157	31,386	167	16,710	197	24,511
事業開発等金融等	8	768	3	232	12	2,938	7	460	5	467
保 証	26	6,382	15	2,286	21	3,033	20	2,092	15	3,123
出 資	3	198	1	15	8	744	7	974	5	329
合 計	133	17,659	146	15,959	242	42,410	239	22,062	271	32,494

（出所）国際協力銀行調

(注) 四捨五入の関係上、端数が一致しないことがある。

地域別出融資承諾状況

承諾ベース、単位：億円

	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
アジア	1,041	2,561	3,904	3,780	3,737
(東南アジア)	(538)	(2,174)	(3,259)	(3,044)	(2,589)
大洋州	84	1,705	10,057	2,930	1,738
中央アジア	—	—	335	89	2,052
ヨーロッパ	625	2,167	6,606	3,503	2,288
中 東	2,102	1,400	2,165	1,049	3,776
アフリカ	664	33	594	568	1,323
北 米	746	495	6,596	5,777	13,008
中南米	1,846	3,578	7,576	1,865	1,236
国際機関等	149	94	—	—	—
その他	4,020	1,639	1,543	409	213
合 計	11,277	13,673	39,377	19,970	29,371

(出所) 国際協力銀行調

(注) 四捨五入の関係上、端数が一致しないことがある。

地域別保証承諾状況

承諾ベース、単位：億円

	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
アジア	1,175	138	897	858	317
(東南アジア)	(912)	(49)	(818)	(433)	(117)
大洋州	—	—	—	—	—
中央アジア	—	—	—	—	—
ヨーロッパ	—	—	—	—	—
中 東	1,958	900	895	—	1,161
アフリカ	—	—	250	243	634
北 米	739	641	512	764	886
中南米	2,416	577	479	226	126
国際機関等	94	29	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
合 計	6,382	2,286	3,033	2,092	3,123

(出所) 国際協力銀行調

(注) 四捨五入の関係上、端数が一致しないことがある。

参考指標政6-2-4：国際協力銀行（JBIC）によるサムライ債発行支援の実績【再掲】

国際協力銀行（JBIC）によるサムライ債発行支援

(単位：百万円)

	国 名	発 行 人	サムライ債発行額
保証	トルコ	トルコ政府	100,000
保証	チュニジア	チュニジア中央銀行	50,000
保証	インド	インド輸出入銀行	20,000

(2) MDBsを通じた支援

イ MDBsとの協調・連携

平成26年11月、G20首脳会合において、世界銀行やアジア開発銀行（ADB）が取り組んでいる、民間資金を活用したインフラ案件組成を準備するための基金の重要性が確認され、我が国は世界銀行やADBのこうした基金への資金貢献を表明しました。

平成26年10月、平成24年より日本と世銀で共同で実施してきた「日本政府と世界銀行の保健共同研究」を総括し、開発途上国等のユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の課題と経験を各国の保健政策関係者等と共有するため、世銀・IMF（用語集P247参照）総会の機会に、ワシントンDCの世銀本部にて研究報告書出版記念イベントを共催しました。また同年11月には東京において、同趣旨のシンポジウムを共催し、国内においても、研究成果の普及・共有を図りました。

また、平成26年2月に世銀東京事務所に設置された「世界銀行東京防災ハブ」を活用して、自然災害が多く、日本との関係が密接なアジア諸国を中心に、地震、津波、洪水等の対策に日本の知見・技術を活用した支援（ハザードマップ作成、早期警報システムの構築等）を実施しています。

ADBに関しては、平成26年5月、第47回ADB年次総会（カザフスタン・アスタナ）において、麻生副総理兼財務大臣より2017年のADB年次総会を誘致したい旨、表明しました。財務省は、当該年次総会の開催候補地についての公募を実施し、平成26年10月、候補地として横浜市をADBに推薦することを決定しました。総会期間中は、各種セミナーや多彩な歓迎行事も行われる予定であり、国内外合わせて5,000～6,000名程度の参加が見込まれています。

さらに、日本人は様々なMDBsで幹部として貢献しており、アジア開発銀行（ADB）の総裁として中尾武彦氏、世銀グループの多国間投資保証機関（MIGA）の長官として本田桂子氏、地球環境ファシリティ（GEF）（用語集P243参照）のCEOとして石井菜穂子氏が務めています。

日本としては、MDBsにおいて、日本人職員が一層活躍することを目指し、各MDBsと協力しながら、採用決定権を持つ採用担当者が参加するリクルートミッションの来日を求め、日本国内の採用活動の実施を促すことや、将来の正規職員となるために必要な知識・経験を積む機会を提供するプログラムを設けるなど、日本人採用の促進に積極的に取り組んでいます。直近では、平成27年2月に世銀がリクルートミッションを実施しました。

参考指標政6-2-4：MDBsに対する主要国の出資・拠出

	世界銀行グループ			
	国際復興開発銀行 (IBRD)	国際開発協会 (IDA)	国際金融公社 (IFC)	多数国間投資保証機関 (MIGA)
日 (順位)	7.2% (第2位)	18.1% (第2位)	6.5% (第2位)	5.1% (第2位)
米	16.7	20.6	22.8	18.4
独	4.2	10.7	5.2	5.0
英	3.9	11.5	4.8	4.8
仏	3.9	7.1	4.8	4.8

	アジア開発銀行	
	通常資本 (OCR)	アジア開発基金 (ADF)
日 (順位)	15.6% (第1位)	38.3% (第1位)
米	15.6	13.4
独	4.3	6.0
英	2.0	5.0
仏	2.3	4.4

	米州開発銀行グループ			
	米州開発銀行			米州投資公社 (IIC)
	通常資本 (OC)	特別業務基金 (FSO)	多数国間投資資金 (MIF)	
日 (順位)	5.0% (第5位)	6.1% (第2位)	33.2% (第2位)	3.5% (第6位)
米	30.0	49.6	36.3	22.7
独	1.9	2.4	—	1.9
英	1.0	1.8	1.3	—
仏	1.9	2.3	0.9	3.1

	アフリカ開発銀行グループ			欧州復興開発銀行 (EBRD)
	アフリカ開発銀行 (AfDB)	アフリカ開発基金 (AfDF)		
日 (順位)	5.5% (第3位)	10.6% (第1位)	日 (順位)	8.6% (第2位)
米	6.6	10.3	米	10.1
独	4.1	10.0	独	8.6
英	1.7	9.1	英	8.6
仏	3.8	9.9	仏	8.6

(出所) 各機関年次報告書(平成26年12月現在における最新版)。

(注) 国際復興開発銀行(IBRD)、アジア開発銀行(ADB)、米州開発銀行(IDB)通常資本の出資シェアに関しては、直近の増資に係る手続きが各国とも完了した場合の数字。

参考指標政6-2-5：MDBsの活動状況（日本人幹部職員数等を含む）

世界銀行（セクター別融資等承諾額）

（単位：億ドル）

	22年	23年	24年	25年	26年
農業・漁業・林業	26.2	21.3	31.3	21.1	30.6
教 育	49.4	17.3	29.6	27.3	34.6
エネルギー・鉱業	99.3	58.1	50.0	32.8	66.9
金 融	91.4	9.0	17.6	20.6	19.8
保健・その他の社会サービス	67.9	67.1	42.0	43.6	33.5
産業・貿易	12.5	21.7	13.5	14.3	18.1
情報・通信	1.5	6.4	1.6	2.3	3.8
法務・司法・行政	108.3	96.7	87.3	79.9	88.4
運 輸	90.0	86.4	44.5	51.4	69.5
上下水・治水	41.0	46.2	36.1	22.2	43.3
合 計	587.5	430.1	353.4	315.5	408.4

（出所）世界銀行年次報告書

（注1）世界銀行の年度は、前年7/1～当年6/30。

（注2）国際開発協会分を含む。

アジア開発銀行（セクター別融資承諾額）

（単位：億ドル）

	22年	23年	24年	25年	26年
農業・天然資源	6.1	8.4	10.4	6.9	5.2
エネルギー	24.5	39.4	26.0	34.8	17.7
金 融	12.6	1.8	7.8	5.6	10.0
産業・貿易	1.0	0.0	1.8	0.2	3.5
教 育	0.7	5.4	2.8	4.9	5.0
保健・社会保障	1.8	0.2	0.7	5.2	0
給水・衛生・廃棄物処理	6.1	11.8	12.1	14.1	14.3
運輸・通信	38.3	36.0	36.7	34.2	33.5
公共政策	8.9	5.3	14.4	10.9	13.2
多目的	15.5	17.7	4.6	15.0	0
合 計	114.6	126.1	117.2	131.9	102.3

（出所）アジア開発銀行年次報告書等

（注1）アジア開発銀行の年度は、1/1～12/31。

（注2）アジア開発基金分を含む（グラント除く）。

参考指標政 6-2-6 : M D B s における日本人職員数等

		世界銀行 グループ	アジア 開発銀行	米州開発銀行 グループ	アフリカ 開発銀行	欧州復興 開発銀行
日本人職員数	平成25年12月	112	148	17	9	15
	平成26年12月	174	150	18	9	13
日本人幹部職員数 (26年12月)		5	7	4	1	2
日本人比率		3.0%	14.2%	1.0%	0.7%	1.0%

(出所) 各機関資料、理事室調べ

(注1) 世界銀行グループに関して、日本人職員数の平成25年12月の行は平成25年6月末現在、日本人職員数の平成26年12月の行及び日本人幹部職員数は平成26年6月末、日本人比率に関しては、平成26年6月末現在の数値。

(注2) 世界銀行グループの日本人職員数に関しては、世界銀行が平成26年12月の数字から、信託基金で雇用されている職員を含む数字に変更したため、大幅に増加した数字となっている。

ロ M D B s に設けた日本信託基金を通じた支援

M D B s は、加盟国からの出資を基に長期の開発資金を供与していますが、そうした支援が効果的に実施されるためには、技術協力等を通じて途上国の能力構築を図っていく必要があります。また、貧困層向けのコミュニティ・ベースの支援など革新的な援助手法の導入に当たっては、途上国の現場で、試行的な取組を行う必要があります。

こうした様々なニーズに応えるための追加的な資金を各国から得るための手法として、M D B s は信託基金を活用しており、日本としても日本信託基金を設け、途上国向けの技術支援を実施しています。

平成26年度においては、例えば、西アフリカ諸国におけるエボラ出血熱の流行に対する支援策の一環として、リベリアに対し、平成27年1月にアフリカ開発銀行のアフリカ民間セクター向け支援基金（FAPA）から約46万ドル、同年2月に世界銀行の日本社会開発基金（JSDF）から約300万ドルの技術協力支援を実施しました。

参考指標政6-2-7 : M D B s 等に対する拠出金

(単位：億円)

	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
M D B s	194.0	165.4	211.6	214.5	205.2
世界銀行グループ	106.8	92.8	130.1	124.4	116.7
アジア開発銀行	79.2	66.0	69.4	73.4	72.6
米州開発銀行	5.6	4.9	8.0	7.2	7.1
アフリカ開発銀行	1.9	1.4	3.7	8.3	7.7
欧州復興開発銀行	0.5	0.3	0.4	1.2	1.1
I M F 拠出金	33.6	36.6	34.8	39.9	40.4
合 計	227.6	202.0	246.4	254.4	245.6

(出所) 国際局開発機関課及び国際機構課調

＜平成26年度に承認された日本信託基金のプロジェクト例＞

(a) 世界銀行：

- ・インド辺境地域における部族コミュニティ向け雇用創出（インド）
平成26年6月承認（承認額：約300万ドル）
- ・小規模・零細農家の生産性向上及び栄養改善支援（カメルーン）
平成26年10月承認（承認額：約300万ドル）
- ・エボラ危機へのメンタルヘルス支援（リベリア）
平成27年2月承認（承認額：約300万ドル）

(b) アジア開発銀行：

- ・中小企業の金融アクセス向上（ラオス）
平成26年10月承認（承認額：約150万ドル）
- ・地域コミュニティの生計向上に向けた持続的な森林管理（モンゴル）
平成26年11月承認（承認額：約200万ドル）

(3) 地球環境保全に向けた開発途上国の取組支援

我が国は、開発途上国における環境の保全のため、二国間・多国間の協力を進めています。二国間の取組として気候変動対策に積極的に取り組んでいるベトナム等の途上国に対して、国際協力機構（JICA）を通じて気候変動対策円借款の供与を行っている他、国際協力銀行（JBIC）を活用して、途上国で省エネ設備の導入等環境保全効果を有する事業に必要な資金を民間金融機関や国際機関と協調して融資するといった環境投資を積極的に支援しました。多国間の取組としては、緑の気候基金（GCF：Green Climate Fund）の理事会において、我が国は理事として基金の制度設計等の議論に積極的に参加するとともに、平成26年11月に安倍総理から、国会の承認が得られることを条件に、同基金に対して最大15億ドルの拠出を表明するなど基金の本格稼働に向けた取組に貢献しました。また、地球環境ファシリティ（GEF）及び気候投資基金（CIF）（用語集P239参照）を通じた支援にも取り組んでいます。GEFは、生物多様性、気候変動等の地球環境分野において途上国の取組を支援することを目的に、CIFは途上国の気候変動対策支援を目的にそれぞれ設立された多国間資金メカニズムです。平成26年4月に妥結されたGEFの第6次増資交渉では、我が国はGEFの分野横断的な新たな取組を積極的に支持し、政策面における議論をリードするとともに、資金面でもトップドナーとして過去最大規模となった第6次増資の成功に貢献しました。また、我が国は、GEF及びCIFの主要な拠出国として、運営の改革・改善やプロジェクトの進捗の議論に積極的に参画しました。

○ 政 6-2-3：債務問題への取組

(I) パリクラブ債務救済の実績

パリクラブは、対外債務の返済が困難となった国に対し、二国間公的債務の債務再編措置を取り決めるための二国間公的債権者の非公式会合であり、平成26年度においては、アルゼンチンとの間で、公的延滞債務解消に関するパリクラブ合意が成立しました。

(2) 拡大HIPCイニシアティブ

過剰な対外債務を負ったままでは、途上国の経済開発を持続的に進めることはできません。こうした観点に立ち、国際社会全体として、拡大HIPC（重債務貧困国）イニシアティブを推進しています。これは、HIPC sがIMFの経済構造改革プログラムの実施や、「貧困削減戦略ペーパー」（PRSP：Poverty Reduction Strategy Paper）の作成等に取り組むことを条件に、大幅な債務削減を実施するものです。

我が国は、他のG7諸国とともに、拡大HIPCイニシアティブを超えた自発的な措置として、完了時点（注）に到達したHIPC sの債務を全額放棄しています。現在、完了時点到達国は全体で35か国となっています。

（注）完了時点（CP：Completion Point）とは、拡大HIPCイニシアティブの適用対象国が、世銀・IMF理事会において、上記プログラムの着実な実施や貧困削減戦略ペーパーの完成などの条件を満たしたと承認される時点のことです。

○ 政6-2-4：知的支援

開発途上国が発展段階や経済構造に応じて適切な経済社会制度の設計及び運用を行うことは、その国が今後、経済発展を遂げる上で非常に重要です。財務総合政策研究所では、平成26年度は、経済・社会開発の担い手となる開発途上国の政策担当者等に対する人材育成を目的とした研修・セミナーや開発途上国に専門的なアドバイスをするための専門家派遣を実施しました。

実施に際しては、相手国政府の現地担当者、在外公館の財政経済担当者及び長期派遣されているJICA専門家等へのヒアリング等を通じて、事前に相手国の要望や現状を的確に把握するとともに、今後の研修・セミナーの内容の改善を図るため、終了時に参加者との協議やアンケートを実施しました。その他、参加者のその後の活動状況や、今後の技術協力に関する要望等を把握することを目的に、現地へ専門家を派遣した機会に、相手国政府担当者や過去の研修生との協議を実施しました。

このように、平成26年度は、国際協力・交流の推進に積極的に取り組むとともに、技術協力の相手先から把握した要望や意見に即した効果的・効率的な支援になるよう取り組みました。

ミャンマーに対しては、平成24年度に開始した証券取引法令策定支援を継続しており、平成27年1月にミャンマー財務省と新たな覚書を締結しました。加えて、ミャンマー政府からの要請に基づき中小企業金融技術支援を開始しました。

開発途上国の税関当局が、安全・安心な社会の実現、適正かつ公平や関税等の徴収、貿易円滑化の促進といった使命を果たしていくためには、通関制度・税関手続きの簡素化・透明化、取締手法の効率化、税関能力向上等の税関の改革・近代化が非常に重要です。平成26年度は、税関の改革・近代化に取り組んでいる開発途上国税関当局に対し、支援ニーズを的確に把握した上で、支援対象国と支援分野の重点化を図った研修を計画し、WCO（世界税関機構）等と連携しつつ、関税分類、関税評価、適正な水際取締り及び知的財産の保護等の分野において、本邦受入研修や専門家派遣を実施しました。

平成26年度において開催した研修・セミナーは以下のとおりです。

定量的な測定指標 政6-2-4-A-1： 知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度

(単位：％)

	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合	98.4％	98.0％	98.6％	98.7％	98.9％

(出所) 関税局参事官室(国際協力担当)、財務総合政策研究所国際交流室調

(注1) 研修・セミナーの参加者を対象に実施するアンケート調査で「非常に有意義」、「有意義」、「普通」、「あまり有意義ではない」、「有意義ではない」の回答項目の内、研修・セミナーの総合的な評価に対して「非常に有意義」、「有意義」、と回答した者の割合。なお、アンケート調査の概要については政策評価書Ⅲ参考資料(P180)参照。

(注2) 数値(割合)はそれぞれの研修・セミナーのアンケート調査で得られた数値を単純平均したもの。

【財務総合政策研究所による知的支援】

	平成26年度の実施状況
財政経済セミナー	・開発途上国の財政・経済の政策運営の中心となる人材を育成することを目的として、日本と社会・経済的に関係の密接なアジアを中心とした開発途上国の財務省等の若手幹部候補生を受け入れ、日本にてセミナーを実施しました。 ・大学教授や財務省職員等が講師となって、財政経済全般にわたる日本の諸政策や経験等に関して講義を実施したほか、グループワーク指導等を行いました。
中央アジア・コーカサス夏期セミナー	・中央アジア・コーカサス地域の市場経済移行国に対する人材育成を目的として、ウズベキスタン金融財政アカデミーの学生のほか、アゼルバイジャン、キルギス、ジョージア及びトルクメニスタンの財務省職員等を対象に、日本にてセミナーを実施しました。 ・大学教授や財務省職員等が講師となって、財政経済全般にわたる日本の諸政策や経験等に関して講義を実施したほか、ポリシーペーパー指導等を行いました。
ウズベキスタン金融財政アカデミー支援	・ウズベキスタン政府により、財政等の専門家育成を目的に設立されたウズベキスタン金融財政アカデミーから、人材育成を目的として、同アカデミーの学生を中央アジア・コーカサス夏期セミナー(上述)へ招へいしました。 ・同アカデミーでの英語による講義及び修士論文の口頭試問への参加等のため、現地(タシケント)へ専門家を派遣しました。
ラオス開発銀行支援(中小企業金融分野)等	・平成26年8月、ラオス開発銀行に対し、中小企業向け融資審査能力強化を目的とした第2期技術協力の覚書を締結しました。当覚書に基づき、平成27年2月、ラオス2都市に専門家を派遣し、各3日間の日程で、融資審査に関するセミナーを実施しました。 ・平成27年2月、ラオス財務省所属の教育期間である経済財政研究所(IEF)の要請に基づき、IEFにおいて、日本経済と経済政策の概要に関する特別講義を実施しました。

ミャンマー中小企業金融支援	平成27年1月、ネピドーのミャンマー財務省において、専門家を派遣し、中小企業金融政策に係るミャンマー政府職員等約30名に対し、日本の中小企業金融、日本政策金融公庫の組織概要、融資制度等に関するワークショップを開催しました。
ミャンマー資本市場育成支援	- ミャンマーにおける資本市場育成を目的として、ミャンマー中央銀行との覚書（平成24年8月締結）を締結し、支援を実施していたところ、ミャンマー側より契約主体をミャンマー財務省へ変更した上で、引き続き支援を継続してほしいとの要請があったことから、平成27年1月に、新たにミャンマー財務省と覚書を締結しました。 - これらの覚書に基づき、日本の証券市場に関する学識者及び実務家で組織した日本側ワーキンググループから、ミャンマー側に対し、証券取引関係法令策定についての助言提供を行いました。

【財務省関税局による知的支援】

		平成26年度の実施状況
受入研修	二国間援助経費	ASEAN諸国を中心とした開発途上国の税関職員を対象に、専門家派遣との連動に努めつつ、関税分類、関税評価や事後調査等の分野において、相手国の実情に即した本邦受入研修を実施しました。
	JICAプログラム	JICAと協力して、開発途上国の税関職員を対象に、日本の関税行政の全般的な知識の修得を目的とした税関行政セミナーや国別の研修を実施しました。
	WCOプログラム	- WCOに加入している開発途上国の税関当局の中堅職員を対象に、WCO事務局における理論研修及び我が国における実務研修を実施しました。 - WCO本部及び同アジア・大洋州地域事務所と協力して、開発途上国の税関職員の技術的な能力向上に資する地域セミナー等を実施しました。
専門家派遣	二国間援助経費	ASEAN諸国を中心に、本邦受入研修との連動に努めつつ、関税分類、関税評価や事後調査等の分野において、相手国の実情に即して専門家を派遣しました。
	JICAプログラム	カンボジア関税消費税局、インドネシア経済担当調整大臣府、マレーシア関税局、フィリピン関税局、ベトナム関税局、ラオス関税局、ミャンマー関税局、タイ関税局、ボツワナ歳入庁及びケニア歳入庁、及び西アフリカ経済通貨同盟事務局へ長期専門家を派遣しました。また、各国からの要請に基づき短期専門家を派遣しました。
	WCOプログラム	WCO本部及び同アジア・大洋州地域事務所と協力して、関税評価や知的財産の保護等に関する地域セミナー等を実施し、専門家を派遣しました。

参考指標政6-2-8：研修・セミナー等の実施状況（財務総合政策研究所・関税局）

〔受入研修・セミナーの実績〕

（単位：件、人）

		平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
コース数	財務総研	2	3	4	2	2
	関税局	37	31	27	30	30
	合計	39	34	31	32	32
受入人数	財務総研	38	38	62	31	26
	関税局	422	226	316	316	283
	合計	460	264	378	347	309

（出所）財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

〔専門家派遣の実績〕（財務総研分）

（単位：件、人）

	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
案件数	9	11	8	7	9
派遣人数	38	45	38	37	39

（出所）財務総合政策研究所調

（注） 専門家派遣には現地セミナーを含む。

〔専門家派遣及び地域セミナーの実績〕（関税局分）

（単位：人、件）

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
専門家派遣	65	58	192	226	207
セミナー	8	10	23	20	22

（出所）関税局参事官室（国際協力担当）調

（注） 税関、税関研修所、関税中央分析所を含む。

政策目標 6－3：日本企業の海外展開支援の推進

1. 政策目標の内容

新興国を中心に世界の市場は急速に拡大しており、この成長市場の獲得に向けて、世界各国が激しい競争を繰り広げています。こうした中、日本企業が持つ技術力を始めとした強みを活かし、積極的に世界市場への展開を図っていくことが重要となっています。

政府は、世界の膨大なインフラ需要を積極的に取り込むため、日本の「強みのある技術・ノウハウ」を最大限に活かし、「インフラシステム輸出戦略」（2013年5月17日「経協インフラ戦略会議」決定）において「2020年に約30兆円（2013年時点で約10兆円）のインフラシステムの受注」との目標を掲げています。加えて、在外公館、政府関係機関などを有効に活用しつつ、世界に通用する技術や意欲を持つ中堅・中小企業等の支援や戦略的なクールジャパンの推進など我が国の優位性を活かし海外市場の獲得を図っています。

財務省としても、「日本再興戦略」や「好循環実現のための経済対策」等を踏まえ、下記に掲げる施策等を関係省庁と連携しつつ、日本企業の海外展開支援を推進していきます。

2. 評定の概要

(1) 政策目標の評定

「S 目標達成」

(2) 施策の評定

○ 政6-3-1: 日本企業の海外展開支援の推進

「S 目標達成」

[定性的な指標の達成度]

- ・ [主要] 政6-3-1-B-1：円借款を通じた支援の取組 「○」
- ・ [主要] 政6-3-1-B-2：国際協力銀行（J B I C）を通じた支援の取組 「○」

（注） 評定の詳細については、政策評価書の「評定の理由」をご参照ください。

3. 目標達成のための取組（施策ごとの内容）

○ 政6-3-1：日本企業の海外展開支援の推進

(1) 日本企業の海外展開の促進

円借款（用語集 P239 参照）については、日本の優れた技術・ノウハウを開発途上国に提供し、新興国の成長を取り込み、日本経済の活性化につなげるべく、これまでに様々な制度改善を実施しており、平成26年度は、ベトナム南北高速道路建設事業など、5件、約909億円のSTEP（本邦技術活用条件）による円借款供与がありました。

他方、国際協力銀行（J B I C）業務に関しては、平成25年4月より開始された「海外展開支援融資ファシリティ」について、「『日本再興戦略』改訂2014」を踏まえ、平成26年7月に、①「劣後ローン」、②「LBO（Leveraged Buyout）ファイナンス」を導入し

ました。海外展開支援融資ファシリティは平成27年3月末時点で254件、約389億ドルの実績をあげています。

(2) 我が国の金融・資本市場の活性化

「日本再興戦略」に基づき、平成25年11月、「金融・資本市場活性化有識者会合」が組織され、日本経済において、アベノミクスにより、デフレ下の縮小均衡から次のステージの持続的な成長をもたらす「望ましい均衡」への跳躍・回帰が進む中、「金融・資本市場の成長戦略」の実行が喫緊の課題であるという問題意識のもと、有識者による活発な議論が行われました。

財務省は、金融庁とともに共同事務局として政策への反映の可能性等の検討を行い、その結果として、同年12月13日に「金融・資本市場活性化に向けての提言」が取りまとめられました。その後も提言の進展状況をフォローアップし、更なる施策を検討し積極的に講じていくため、定期的に会議を開催し、平成26年6月12日には、本提言を踏まえた現段階での取り組みを確認するとともに、金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項について新たな提言が取りまとめられました。新たな提言では主に、①コーポレートガバナンス・コードの検討などを通じた本邦企業の競争力を強化、②投資信託や受託者の意識を改革することにより、豊富な家計資金が成長マネーに向かう循環の確立を更に後押し、③我が国の商取引・金融取引を革新するため、決済機能の高度化等により、グローバルベースでの資金・証券管理環境を実現、④金融経済教育の推進や、人材のグローバル化の支援を通じ、人材の質を向上等について、提言がなされています。

参考指標政 6-3-1：円借款実施状況【再掲】

円借款実績の推移

(単位：億円、件数)

	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
金 額	4,716	10,622	12,265	11,412	8,280
件 数	34	68	53	57	44

(出所) 国際局開発政策課(参事官室)調

(注1) 数字はE/Nベース(債務救済を含まない)。

(注2) 平成26年度、国際開発協会(IDA)に対する円借款「国際開発協会第17次増資のための借款」1,903億8,645万円を含めた場合の金額及び件数は約1兆184億円、45件。

円借款実施状況（地域別）の推移

（金額単位：億円、シェア：％）

	平成22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア
アジア	3,110	65.9	8,478	79.8	10,548	86.0	8,397	73.6	5,254	63.5
ASEAN	2,052	43.5	4,345	40.9	4,791	39.1	4,396	38.5	2,671	32.3
中央アジア・コーカサス	338	7.2	181	1.7	—	—	349	3.1	987	11.9
中東・北アフリカ	421	8.9	943	8.9	901	7.3	1,139	10.0	746	9.0
サブサハラ	508	10.8	161	1.5	472	3.8	614	5.4	789	9.5
中南米	339	7.2	576	5.4	211	1.7	855	7.5	405	4.9
大洋州	—	—	—	—	133	1.1	—	—	—	—
欧州	—	—	283	2.7	—	—	59	0.5	100	1.2
合計	4,716	100.0	10,622	100.0	12,265	100.0	11,412	100.0	8,280	100.0

（出所）国際局開発政策課（参事官室）調

（注1）数字はE/Nベース（債務救済を含まない）。

（注2）地域分類は外務省による。

（注3）アフリカ開発銀行はサブサハラに分類。

参考指標政6-3-2：JBICによる出融資等実施状況（国際協力銀行業務）【再掲】

出融資および保証承諾状況

（承諾ベース、単位：億円、件数）

	平成22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
融 資	104	11,079	130	13,658	213	38,634	212	18,996	251	29,042
輸出金融	35	1,512	40	2,079	40	1,267	33	1,263	49	4,064
輸入金融	1	1,695	3	1,726	4	3,043	5	563	—	—
投資金融	60	7,103	84	9,620	157	31,386	167	16,710	197	24,511
事業開発等金融等	8	768	3	232	12	2,938	7	460	5	467
保 証	26	6,382	15	2,286	21	3,033	20	2,092	15	3,123
出 資	3	198	1	15	8	744	7	974	5	329
合 計	133	17,659	146	15,959	242	42,410	239	22,062	271	32,494

（出所）国際協力銀行調

（注）四捨五入の関係上、端数が一致しないことがある。

地域別出融資承諾状況

(承諾ベース、単位：億円)

	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
アジア	1,041	2,561	3,904	3,780	3,737
(東南アジア)	(538)	(2,174)	(3,259)	(3,044)	(2,589)
大洋州	84	1,705	10,057	2,930	1,738
中央アジア	—	—	335	89	2,052
ヨーロッパ	625	2,167	6,606	3,503	2,288
中 東	2,102	1,400	2,165	1,049	3,776
アフリカ	664	33	594	568	1,323
北 米	746	495	6,596	5,777	13,008
中南米	1,846	3,578	7,576	1,865	1,236
国際機関等	149	94	—	—	—
その他	4,020	1,639	1,543	409	213
合 計	11,277	13,673	39,377	19,970	29,371

(出所) 国際協力銀行調

(注) 四捨五入の関係上、端数が一致しないことがある。

地域別保証承諾状況

(承諾ベース、単位：億円)

	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
アジア	1,175	138	897	858	317
(東南アジア)	(912)	(49)	(818)	(433)	(117)
大洋州	—	—	—	—	—
中央アジア	—	—	—	—	—
ヨーロッパ	—	—	—	—	—
中 東	1,958	900	895	—	1,161
アフリカ	—	—	250	243	634
北 米	739	641	512	764	886
中南米	2,416	577	479	226	126
国際機関等	94	29	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
合 計	6,382	2,286	3,033	2,092	3,123

(出所) 国際協力銀行調

(注) 四捨五入の関係上、端数が一致しないことがある。

○ 政策目標 7－1：政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

1. 政策目標の内容

政策金融は、金融という資金供給の手法によって、特定の政策目的を達成する政策実現手段であり、税制、補助金等と同様に財政政策の一環として政策的な資源配分機能を果たしています。政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されていることが重要です。今後も、政府関係金融機関等が経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。

また、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営を確保するため、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的、効率的な検査等を行います。

(参考) 政府関係金融機関等とその役割

○財務省所管の政府関係金融機関等

(1) 株式会社日本政策金融公庫

国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融及び内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害について、主務大臣による危機認定がなされた場合、「指定金融機関」に対する信用供与を行う政府関係金融機関。

(注) 「指定金融機関」は、危機対応業務として、事業者に対する必要な資金の貸付け等を行う。

「指定金融機関」については、申請により指定される。株式会社日本政策投資銀行及び株式会社商工組合中央金庫は、法律上、「指定金融機関」とみなされている。

(2) 株式会社国際協力銀行

重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球環境の保全を目的とする海外事業を促進し、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行う政府関係金融機関。

(3) 沖縄振興開発金融公庫

沖縄における産業の開発を促進するなど、沖縄の経済の振興と社会の開発に資するための資金供給を行う政府関係金融機関。

(4) 株式会社日本政策投資銀行

長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とした機関である。株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成21年法律第67号）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「東日本大震災財政援助法」という。）により、平成27年4月からおおむね5年後から7年後を目途に政府保有株式を処分することとされており、平成26年度末を目途として、政府による株式保有の在り方を含めた同行の組織の在り方等を見直し、必要な措置を講ずることとされている。

(5) 株式会社商工組合中央金庫

中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構

成員に対する金融の円滑化を図ることを目的とした機関である。中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律（平成21年法律第54号）及び東日本大震災財政援助法により、平成27年4月からおおむね5年後から7年後を目途に政府保有株式を処分することとされており、平成26年度末を目途として、政府による株式保有の在り方を含めた同金庫の組織の在り方等を見直し、必要な措置を講ずることとされている。

○ 財務省所管の政府関係金融機関類似の金融業務

財務省所管の政府関係金融機関類似の金融業務を行う独立行政法人については、中小企業基盤整備機構、情報通信研究機構、農林漁業信用基金、奄美群島振興開発基金、住宅金融支援機構及び国際協力機構がある。これらの法人の業務の実績に関する評価については、財務省ホームページ等を参照。

(http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/iai_evaluation/index.html)

2. 評定の概要

(1) 政策目標の評定

「S 目標達成」

(2) 施策の評定

○ 政7-1-1：政府関係金融機関等の適正な運営の確保

「s 目標達成」

〔定性的な測定指標の達成度〕

- ・〔主要〕 政7-1-1-B-1：中小企業・小規模事業者への金融支援等を通じた資金繰りの円滑化 「○」

○ 政7-1-2：政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保

「s 目標達成」

〔定性的な測定指標の達成度〕

- ・〔主要〕 政7-1-2-B-1：政府関係金融機関等に対する検査の的確な実施 「○」

（注） 評定の詳細については、政策評価書の「評定の理由」等をご参照ください。

3. 目標達成のための取組（施策ごとの内容）

○ 政7-1-1：政府関係金融機関等の適正な運営の確保

- (1) 東日本大震災への対応として、平成25年度に引き続き、「東日本大震災からの復興の基本方針」を受け、日本政策金融公庫の融資制度等について、以下の措置を講じ、

被災企業の資金繰りの円滑化を図っていきました。

- ① 「東日本大震災復興特別貸付」の継続
- ② 「再挑戦支援資金」の貸付に係る金利等の引下げの継続
- ③ 「東日本大震災復興緊急保証」の適用期限の延長
- ④ 危機対応業務による支援の継続

(2) 「「日本再興戦略」改訂2014」及び「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を受けて、現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確かなものとするためには、中小企業・小規模事業者の活力を引き出していく必要があることから、日本政策金融公庫の融資制度等について、以下の措置を講ずるとともに、こうした国の施策に応じて各政府関係金融機関等が適正に業務を運営するよう監督していきました。

- ① 原材料価格の高止まり等に対応した経営支援を含む資金繰り支援
- ② 省エネ設備投資の強化や創業支援・円滑な事業承継等地域における前向きな取組に対応した融資の促進
- ③ 中小企業の資金調達の円滑化を図るため、借入金に係る信用保証契約の更新（借換保証）等に適切に対応

上記の施策を講じた結果、政府関係金融機関等において、新体制へ移行した平成20年10月から平成27年3月末までに、セーフティネット貸付等（注）を21兆円、中堅・大企業向け危機対応業務を活用した長期資金貸付等を6兆円実施しました。また、東日本大震災復興特別貸付が5兆円の実績を上げるとともに、東日本大震災復興緊急保証に係る保険引受額が2兆円に上りました。

さらに、イノベーションの基盤強化を目的として、平成25年3月に日本政策投資銀行において創設した「競争力強化ファンド」において約1,200億円（10件）の出融資を実行したところです。

（注）「セーフティネット貸付」とは、社会的・経済的環境の変化などにより、一時的に業況の悪化を来している中小企業・小規模事業者に対し、経営基盤の強化を図るために必要な資金の貸付です。

(3) 「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」等も踏まえ、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を促進すると共に、大規模な災害や経済危機等に対処するための資金の供給確保に万全を期す必要があることから、日本政策投資銀行に、

- ① 成長資金（資本性資金（用語集P242参照）等）を時限的・集中的に供給する新たな投資の仕組みを創設し、
- ② 民間による危機対応が十分に確保されると見込まれるまでの間、日本政策投資銀行に危機対応業務の実施を義務付ける、

などの措置を講じるため、本年1月開会の第189回国会に「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案」を提出したところです。

なお、政府関係金融機関の業務実績に係る参考指標は以下のとおりです。

参考指標政 7-1-1：政府関係金融機関の出融資計画額（補正後）の推移（単位：億円）
（新体制移行後）（新体制移行前）

		20年度 (下期)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度		20年度 (上期)
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	26,681	70,033	31,153	37,923	34,688	32,243	30,913	旧国民生活金融公庫	13,382
	農林水産事業	1,920	3,100	3,100	3,600	3,300	3,500	4,000	旧農林漁業金融公庫	1,280
	中小企業事業	13,337	40,151	26,401	32,251	30,851	28,751	26,731	旧中小企業金融公庫	7,166
	国際協力銀行	10,765	30,530	14,755	15,525	—	—	—	旧国際協力銀行 国際金融等勘定	5,035
沖縄振興開発金融公庫		1,389	1,389	1,397	1,429	1,430	1,428	1,438	沖縄振興開発金融公庫	(通期)
(株)国際協力銀行		—	—	—	—	23,980	23,110	22,500	旧日本政策投資銀行	7,350
									旧公営企業金融公庫	6,902

（出所）政府関係機関予算書、各機関資料

（注1）政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。

（注2）旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、(株)日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

（注3）国際協力銀行については、平成24年4月より(株)日本政策金融公庫から分離され、(株)国際協力銀行が設立された。

参考指標政 7-1-2：政府関係金融機関の融資残高の推移（単位：億円）
（新体制移行後）（新体制移行前）

		20年度 (下期末)	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末	26年度末		20年度 (上期末)
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	75,393	74,920	74,702	73,409	72,482	71,759	71,262	旧国民生活金融公庫	76,564
	農林水産事業	27,583	27,099	26,320	26,307	26,268	26,037	26,429	旧農林漁業金融公庫	28,066
	中小企業事業	56,394	61,805	64,368	64,397	64,593	63,543	61,820	旧中小企業金融公庫	58,015
	国際協力銀行	72,501	87,738	83,944	81,224	—	—	—	旧国際協力銀行 国際金融等勘定	69,541
沖縄振興開発金融公庫		11,156	10,677	10,019	9,464	8,940	8,175	8,151	沖縄振興開発金融公庫	(通期)
(株)国際協力銀行			—	—	—	105,852	126,949	144,706	旧日本政策投資銀行	113,568
									旧公営企業金融公庫	222,152

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注1) 政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。

(注2) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、(株)日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

(注3) 国際協力銀行については、平成24年4月より(株)日本政策金融公庫から分離され、(株)国際協力銀行が設立された。

参考指標 政 7-1-3：政府関係金融機関の金利の推移
(新体制移行後)

			H21. 3. 31	H22. 3. 31	H23. 3. 31	H24. 3. 31	H25. 3. 31	H26. 3. 31	H27. 3. 31
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	基準利率	2.30	2.15	2.25	2.15	1.95	1.90	1.65
		特利	1.15	1.25	1.35	1.25	1.05	1.00	0.75
		①～③	～1.65	～1.75	～1.85	～1.75	～1.55	～1.50	～1.25
	農林水産事業	農業基盤整備	1.75	1.85	1.75	1.45	1.25	1.15	0.95
		基準利率	1.85	1.75	1.75	1.65	1.45	1.60	1.40
	中小企業事業	特利	1.15	0.85	0.85	0.75	0.55	0.70	0.50
		①～③	～1.45	～1.35	～1.35	～1.25	～1.05	～1.20	～1.00
	国際協力銀行	輸出	1.85	1.85	1.87	1.56	—	—	—
		基準利率	1.55	1.30	1.30	1.05	0.85	0.90	0.85
	沖縄振興開発金融公庫	輸出	—	—	—	—	1.39	1.34	1.16

(参考) 財政融資資金貸付金利 (財投金利)	0.60 ～1.90	0.40 ～2.00	0.40 ～1.90	0.30 ～1.70	0.10 ～1.50	0.20 ～1.30	0.10 ～1.30
(参考) 長期プライムレート	2.25	1.60	1.60	1.35	1.15	1.20	1.15

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注1) 各機関の金利水準は一例。

(注2) 政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。

(注3) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、(株)日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

(注4) 国際協力銀行については、平成24年4月より(株)日本政策金融公庫から分離され、(株)国際協力銀行が設立された。

参考指標 政 7-1-4：政府関係金融機関の平均貸付期間（新規貸出し）
(新体制移行後)

		20年度 (下期)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	5年3か月	5年7か月	5年10か月	6年2か月	6年5か月	6年9か月	7年1か月
	(生活衛生分)	7年9か月	7年7か月	7年10か月	8年1か月	8年5か月	8年7か月	8年7か月
	農林水産事業	14年8か月	14年0か月	14年2か月	13年3か月	13年4か月	12年9か月	13年1か月
	中小企業事業	7年1か月	7年0か月	6年11か月	6年11か月	7年0か月	7年1か月	7年3か月
	国際協力銀行	7年8か月	7年8か月	8年6か月	12年7か月	—	—	—

(単位：％)
(新体制移行前)

		H20. 9. 30
旧国民生活金融公庫	基準利率	2.45
	特利	1.75
	①～③	～2.25
旧農林漁業金融公庫	農業基盤整備	1.85
旧中小企業金融公庫	基準利率	2.15
	特利	1.75
	①～③	—
旧国際協力銀行 国際金融等勘定	輸出	2.10
沖縄振興開発金融公庫	基準利率	1.85 ～2.70
旧日本政策投資銀行	一般金利	—
	政策金利 Ⅰ～Ⅲ(注2)	2.57 ～2.95
旧公営企業金融公庫	基準利率	2.45
(参考) 財政融資資金貸付金利 (財投金利)		0.90 ～2.10
(参考) 長期プライムレート		2.30

(新体制移行前)

(参考)	20年度 (上期)
旧国民生活金融公庫	5年3か月
(生活衛生分)	8年1か月
旧農林漁業金融公庫	14年2か月
旧中小企業金融公庫	7年9か月
旧国際協力銀行 国際金融等勘定	15年1か月

沖縄振興開発金融公庫	12年9ヶ月	12年0ヶ月	13年0か月	13年2か月	11年5か月	12年10ヶ月	13年4ヶ月	沖縄振興開発金融公庫	(通期)
㈱国際協力銀行	—	—	—	—	13年3か月	11年1か月	15年3か月	旧日本政策投資銀行	—
								旧公営企業金融公庫	25年5か月

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。
(注1) 貸付金額による加重平均。
(注2) ㈱日本政策金融公庫国民生活事業（旧国民生活金融公庫）の計数は普通貸付ベース。
(注3) 旧公営企業金融公庫は件数平均と金額平均の平均。
(注4) 政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。
(注5) 旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、㈱日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。
(注6) 国際協力銀行については、平成24年4月より㈱日本政策金融公庫から分離され、㈱国際協力銀行が設立された。

参考指標 政 7-1-5：政府関係金融機関の財務諸表等の主要な計数 (単位：億円)
(新体制移行後) (新体制移行前)

・財務諸表等

㈱日本政策金融公庫	国民生活事業	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
	経常収益	1,690	1,620	1,633	1,591	1,528
	経常費用	2,182	2,109	1,850	1,602	1,454
	経常利益	△492	△489	△217	△11	74
	特別損益	△9	△60	△2	△3	5
	当期純利益	△501	△548	△219	△14	79
	農林水産事業					
	経常収益	723	733	663	639	588
	経常費用	741	721	662	639	582
	経常利益	△18	12	1	0	6
㈱日本政策金融公庫	特別損益	18	△13	△1	△0	△6
	当期純利益	—	△1	—	—	—
	中小企業事業					
	経常収益	2,857	2,768	3,808	3,924	5,295
	経常費用	12,957	11,343	7,091	6,484	5,570
	経常利益	△10,100	△8,575	△3,283	△2,560	△275
	特別損益	△5	△35	△1	△1	△0
	当期純利益	△10,105	△8,611	△3,284	△2,561	△275
	国際協力銀行					
	経常収益	1,912	1,972	2,017	—	—

・行政コスト計算財務書類

旧国民生活金融公庫	19年度	20年度(上期)
業務収入①	△1,658	△830
業務費用②	1,846	1,261
業務費用合計 (①+②) = ③	188	431
機会費用④	83	45
行政コスト (③+④) = ⑤	271	475
業務収入①	△632	△343
業務費用②	953	443
業務費用合計 (①+②) = ③	321	101
機会費用④	57	32
行政コスト (③+④) = ⑤	378	133
業務収入①	△4,499	△2,176
業務費用②	9,860	4,705
業務費用合計 (①+②) = ③	5,361	2,529
機会費用④	195	94
行政コスト (③+④) = ⑤	5,556	2,623
業務収入①	△3,654	△1,258
業務費用②	3,015	1,151
業務費用合計 (①+②) = ③	△639	△107
機会費用④	126	75

当期純利益	332	588	525	—	—
沖縄振興開発金融公庫（行政コスト計算財務書類）					
業務収入①	△254	△243	△219	△ 200	△178
業務費用②	255	220	218	201	172
業務費用合計（①+②）=③	1	△23	△1	1	△6
機会費用④	11	10	8	4	5
行政コスト（③+④）=⑤	11	△14	6	5	△1
㈱国際協力銀行					
経常収益	—	—	—	2, 170	2, 261
経常費用	—	—	—	1, 537	1, 347
経常利益	—	—	—	634	914
特別損益	—	—	—	0	0
当期純利益	—	—	—	634	914

行政コスト（③+④）=⑤	△514	△33
沖縄振興開発金融公庫		
業務収入①	△ 303	（通期）
業務費用②	269	（通期）
業務費用合計（①+②）=③	△ 34	（通期）
機会費用④	10	（通期）
行政コスト（③+④）=⑤	△ 24	（通期）
旧日本政策投資銀行		
業務収入①	△ 3, 740	△1, 644
業務費用②	3, 209	1, 926
業務費用合計（①+②）=③	△ 531	281
機会費用④	203	111
行政コスト（③+④）=⑤	△ 328	393
旧公営企業金融公庫		
業務収入①	△ 6, 905	△ 3, 121
業務費用②	3, 494	1, 624
業務費用合計（①+②）=③	△ 3, 410	△ 1, 498
機会費用④	3	3
行政コスト（③+④）=⑤	△3, 408	△1, 495

（出所）各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

（注 1）行政コスト計算財務書類において△（マイナス）は、国民負担が生じていない状態を表す。

（注 2）行政コスト計算財務書類は、平成13年 6 月の財政制度等審議会の報告書に基づき、特殊法人等について説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示するため、企業会計原則に準拠した形で作成された財務書類。政府関係金融機関は平成12年度決算より作成・公表。

（注 3）新体制後の㈱日本政策金融公庫（国民生活事業、農林水産事業、中小企業事業、国際協力銀行）については、行政コスト計算財務書類を作成していない。

（注 4）政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月 1 日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。

（注 5）旧国際協力銀行の海外経済協力勘定は、㈱日本政策金融公庫へ移行されなかったため、指標から除いている。

（注 6）国際協力銀行については、平成24年 4 月より㈱日本政策金融公庫から分離され、㈱国際協力銀行が設立された。

参考指標政 7-1-6：政府関係金融機関の延滞率の推移

(単位：％)

(新体制移行後)

(新体制移行前)

		20年度 (下期末)	21年度末	22年度末	23年度末	24年度末	25年度末		20年度 (上期末)
(株)日本政策金融公庫	国民生活事業	4.61	4.8	4.17	3.77	3.35	3.35	旧国民生活金融公庫	4.55
	農林水産事業	0.7	0.70	0.66	0.78	1.36	0.82	旧農林漁業金融公庫	0.6
	中小企業事業	4.62	4.25	3.29	2.48	2.20	2.07	旧中小企業金融公庫	4.19
	国際協力銀行	1.19	0.99	1.03	—	—	—	旧国際協力銀行 国際金融等勘定	1.31
沖縄振興開発金融公庫		1.53	1.29	1.10	1.03	0.79	0.67	沖縄振興開発金融公庫	(通期)
(株)国際協力銀行		—	—	—	—	1.47	1.19	旧日本政策投資銀行	0.07
								旧公営企業金融公庫	—

(出所) 各機関から報告を受けて、大臣官房政策金融課で集計。

(注1) 延滞率＝(弁済期限を6か月以上経過して延滞となっている貸付の元金残高/貸付残高×100)。

(注2) 政策金融改革の結果、旧日本政策投資銀行及び旧公営企業金融公庫は、平成20年10月1日にそれぞれ民営化及び廃止されたため、新体制移行後の指標から除いている。

○ 政7-1-2：政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保

検査については、政府関係金融機関等のうち3機関に対して、関係法令・規程等に基づき、政策目的に沿った適切な業務運営が行われているかを検証し、検査基本方針に則り、構築されたコンプライアンス管理体制が適切に機能しているかについて重点的に確認した結果、反社会的勢力への対応など問題点の改善につながる指摘を行いました。

さらに、これらの検査結果を踏まえて、検査対象機関に対し検査指摘事項に対する改善報告を求め、その対応状況を確認するとともに、ヒアリングを実施するなど、指摘事項の改善を早期に実施できるよう監督を行いました。

なお、政府関係金融機関への検査実績に係る参考指標は以下のとおりです。

参考指標政 7-1-7：政府関係金融機関への検査実績件数 (単位：件)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
件数	3	4	2	4	4	3